消化性潰瘍治療薬の薬剤料の推移等について

保険局調査課 (平成31年3月)

2013年4月~2018年3月調剤分(2013年5月~2018年4月審査分の調剤レセプト(電算処理分)を分析し、消化性潰瘍治療薬の薬剤料の推移、投薬日数の分布等を集計した。本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h31_03-1.xls)

目次

- P2~4 集計対象、集計方法などについて
- P5~9 消化性潰瘍治療薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P10~17 PPIの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P16~21 H2受容体拮抗薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P22~27 ムスカリン受容体拮抗薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P28~33 制酸剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P34~39 防御因子増強薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて
- P40~50 消化性潰瘍治療薬の後発医薬品割合(数量ベース、新指標)などについて
- P51~55 消化性潰瘍治療薬の投薬日数の分布について
- P56~58 消化性潰瘍治療薬の薬剤種類数の分布について
- P59 詳細データについて

集計対象、集計方法などについて

(1)集計対象

2013年4月~2018年3月調剤分(2013年5月~2018年4月審査分)の調剤レセプト

(2)集計方法

- ① 消化性潰瘍治療薬の種類毎に調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から薬剤料及び規格単位数量を集計。これを年齢階級別(※1、都道府県別に処方箋枚数(受付回数)(※2で除し、処方箋1枚当たり薬剤料を算出。
- ② 処方箋枚数(受付回数)を用いて行った年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料を算出。年齢調整前と後の地域差指数を 算出。消化性潰瘍治療薬の種類毎に、地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する寄与度を算出。
- ③ 消化性潰瘍治療薬の種類毎に、薬価基準告示上の規格単位毎に数えた数量で薬剤料を除し、平均薬価を算出。
- ④ 消化性潰瘍治療薬の種類毎に、投薬日数(※3の分布及び推移を算出。
- ⑤ 調剤された医薬品の薬剤種類数(※4,5の分布の推移を算出(※6。また、都道府県別、年齢階級別の値を算出。
- ※1 値の欠損等を考慮して、本分析においては一部を除いて0歳以上20歳未満の値は合計して1つの年齢階級としている。
- ※2 調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。
- ※3 投薬日数の算出にあたっては、内服薬のみを集計の対象としている。
- ※4 薬剤種類数は、医薬品コード毎に剤形・薬効分類・一般名の一致する場合を同一種類として数えて集計を行っている。
- ※5 本資料における薬剤種類数はあくまで調剤1回(処方箋1枚(受付1回))当たりの薬剤種類数に関するものであり、患者が服用している全ての薬剤種類数ではないことに留意が必要。
- ※6 この部分では、同一レセプトにおける調剤情報レコードの調剤年月日が同一の場合の調剤を1回の調剤と見なして集計している。

集計対象、集計方法などについて

(3)消化性潰瘍治療薬の集計対象範囲、各種類の内訳 薬剤料等の集計においては、各種類を下表の通り分類して集計した。

種類	対象
PPI	○ 薬効中分類232に該当する医薬品のうち、一般名がオメプラゾール、ランソプラゾール、ラベプラゾール、エソメプラゾールマグネシウム水和物、ボノプラザンフマル酸塩のいずれかに該当するもの
H2受容体拮抗薬	○ 薬効中分類232に該当する医薬品のうち、一般名がシメチジン、ニザチジン、ファモチジン、ラニチジン塩酸塩、ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩、ラフチジンのいずれかに該当するもの
ムスカリン受容体拮抗薬	〇 薬効中分類123に該当する医薬品のうち、一般名がチキジウム臭化物、プロパンテリン臭化物のいずれかに該当するもの
	○ 薬効中分類124に該当する医薬品のうち、一般名がチメピジウム臭化物水和物、ピペリドレート塩酸塩、ブチルスコポラミン臭化物、ブトロピウム臭化物、N-メチルスコポラミンメチル硫酸塩のいずれかに該当するもの
	○ 薬効中分類232に該当する医薬品のうち、一般名がピペタナート塩酸塩含有配合剤、ジサイクロミン塩酸塩・水酸化アルミニウムゲル・酸化マ グネシウム、ピレンゼピン塩酸塩水和物、プロパンテリン臭化物・クロロフィル配合剤のいずれかに該当するもの
制酸剤	○ 薬効中分類232に該当する医薬品のうち、一般名がカンゾウ抽出物・メタケイ酸アルミン酸マグネシウム、メチオニン・メタケイ酸アルミン酸マグネシウム配合剤のいずれかに該当するもの
	〇 薬効中分類234に該当する全ての医薬品
防御因子増強薬	○ 薬効中分類232に該当する医薬品のうち、一般名がアズレンスルホン酸ナトリウム水和物、アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・L-グルタミン、アルギン酸ナトリウム、アルジオキサ、イルソグラジンマレイン酸塩、L-グルタミン、ゲファルナート、セトラキサート塩酸塩、ソファルコン、テプレノン、トロキシピド、ベネキサート塩酸塩ベータデクス、メチルメチオニンスルホニウムクロリド、レバミピド、エカベトナトリウム水和物、ポラプレジンク、エグアレンナトリウム水和物のいずれかに該当するもの
その他	〇 薬効中分類124に該当する医薬品のうち、一般名がアトロピン硫酸塩、ロートエキスのいずれかに該当するもの
	〇 薬効中分類232に該当する医薬品のうち、一般名がスルピリド、プログルミドのいずれかに該当するもの
	〇 薬効中分類239に該当する医薬品のうち、一般名がメトクロプラミドに該当するもの

[※] 本集計では、健胃剤や整腸剤は集計対象に含めていないことに留意が必要である。

集計対象、集計方法などについて

(4)処方箋枚数(受付回数)を用いた年齢調整の方法

 N_i : 全国の年齢階級 i の処方箋枚数(受付回数)

N: 全国の処方箋枚数(受付回数)

 a_{ij} : 各都道府県の年齢階級 i、薬剤種類 j の処方箋 1枚当たり薬剤料

 A_{ij} : 全国の年齢階級 i、薬剤種類j の処方箋1枚当たり薬剤料

(年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料)

=(仮に当該地域の処方箋枚数の構成が全国平均と同じだとした場合の処方箋1枚当たり薬剤料)

$$=\frac{\left(\sum_{i,j}N_{i} \cdot a_{ij}\right)}{N}$$

(地域差指数(年齢調整後))

$$=\frac{(年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料)}{(全国平均の処方箋1枚当たり薬剤料)}=\frac{\left(\sum_{i,j}N_i^{\bullet}a_{ij}\right)/N}{\left(\sum_{i,j}N_i^{\bullet}A_{ij}\right)/N}=\frac{\sum_{i,j}N_i^{\bullet}a_{ij}}{\sum_{i,j}N_i^{\bullet}A_{ij}} \quad (薬剤種類 j=k については=\frac{\sum_{i}N_i^{\bullet}a_{ik}}{\sum_{i}N_i^{\bullet}A_{ik}})$$

(地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する薬剤種類 j の寄与度(年齢調整後))

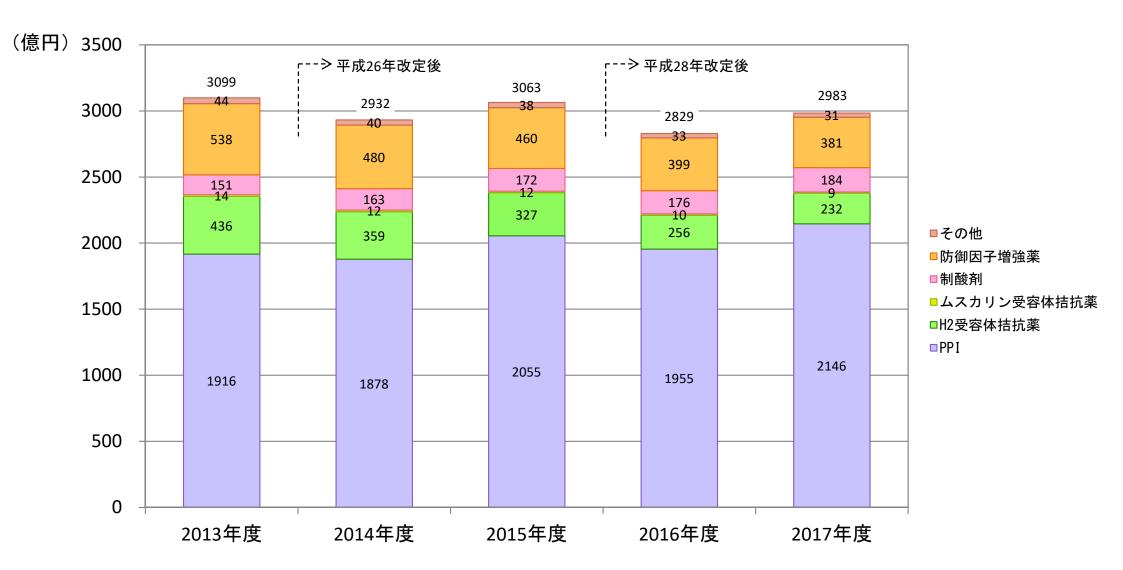
$$=\frac{\left(\sum_{i}N_{i} \cdot a_{ij} - \sum_{i}N_{i} \cdot A_{ij}\right)}{\sum_{i,j}N_{i} \cdot A_{ij}}$$

(5)注意事項

- ・次ページ以降に記載されている「改定」とは、二年に一度行うこととされている診療報酬点数等の改定を指す。
- ・「後発医薬品」には、先発医薬品と同額又は薬価が高いものや、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品は含まれていない。詳細は、厚生労働省HPにおける『薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について』を参照すること。

消化性潰瘍治療薬の薬剤料の推移

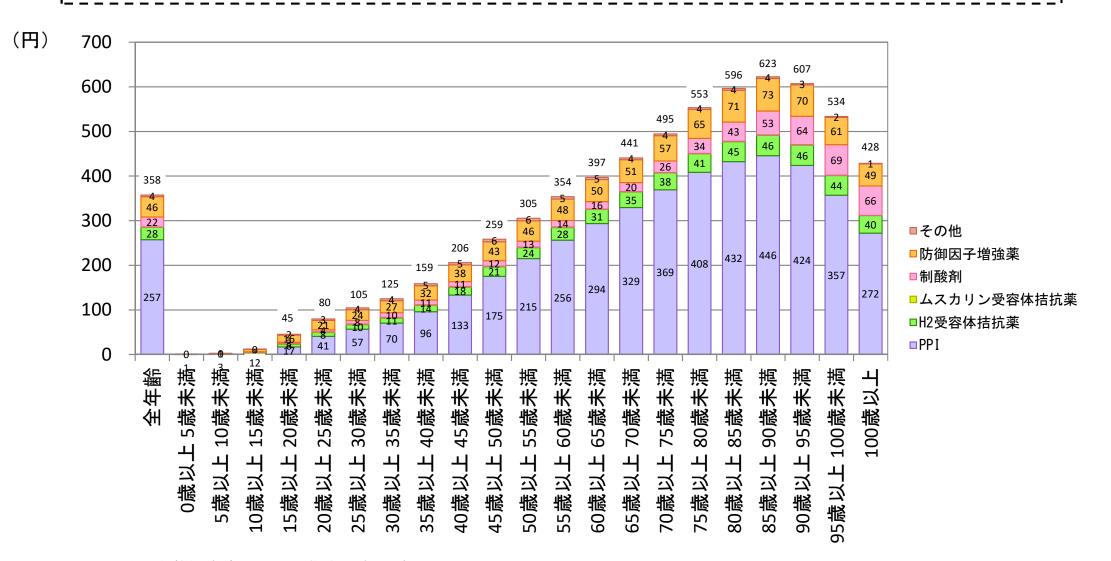
○ 2013年度以降の消化性潰瘍治療薬の薬剤料は、一年ごとに上下している。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

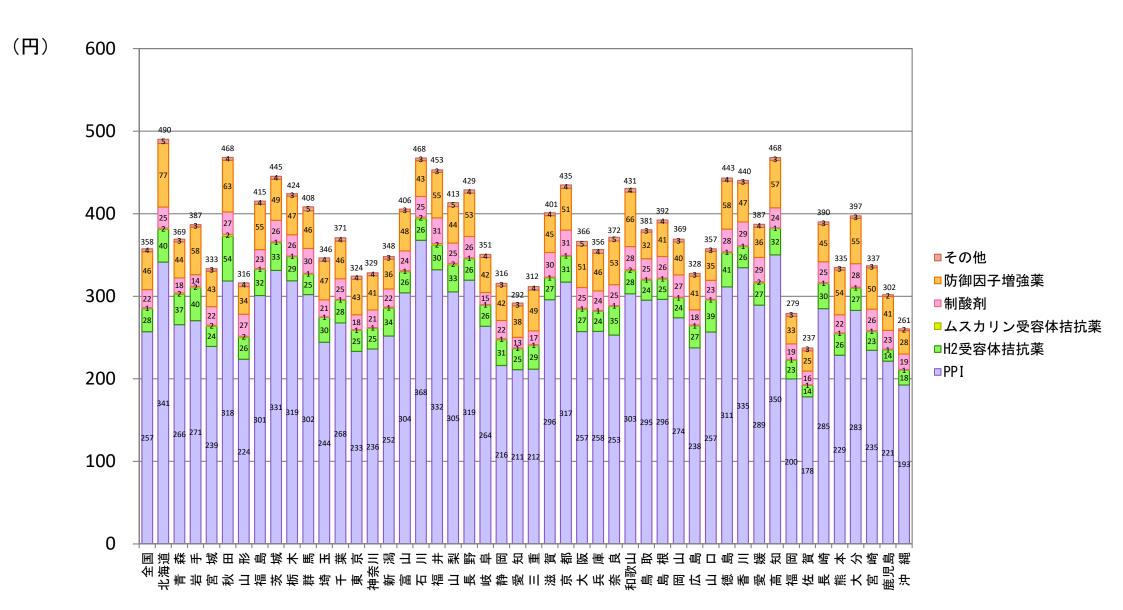
年齢階級別処方箋1枚当たり消化性潰瘍治療薬の薬剤料(2017年度)

○ 処方箋1枚当たり消化性潰瘍治療薬の薬剤料を年齢階級別に見ると、PPIや防御因子増強薬等は ¦85歳以上100歳未満前後がピークとなっているが、制酸剤は95歳以上100歳未満がピークとなってい ¦る。年齢階級が上昇するにつれて増加する傾向は、いずれの種類においても同様である。



- 注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり消化性潰瘍治療薬の薬剤料(2017年度)

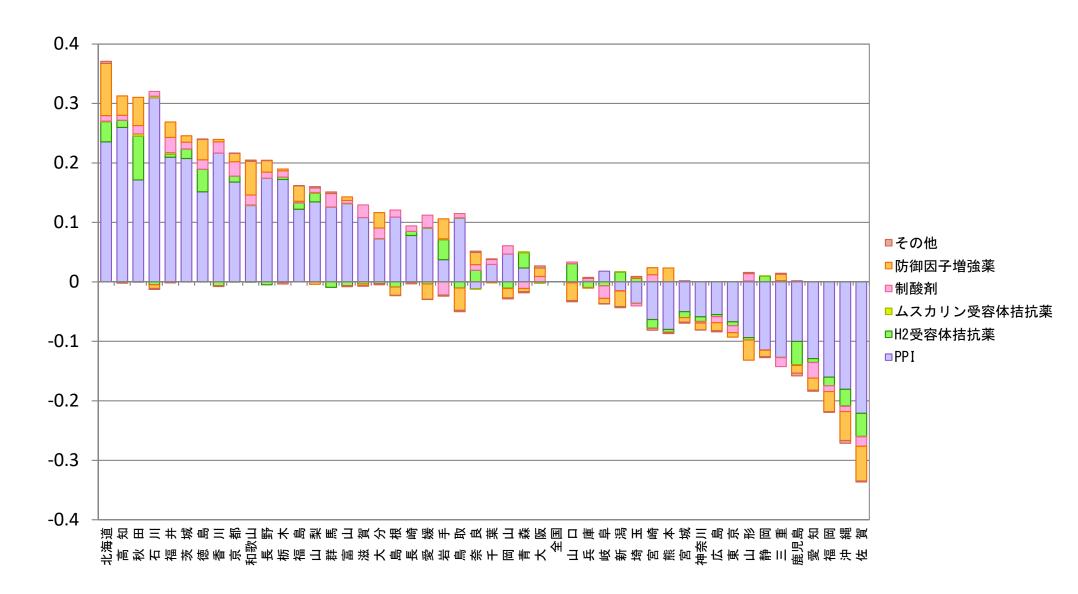


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

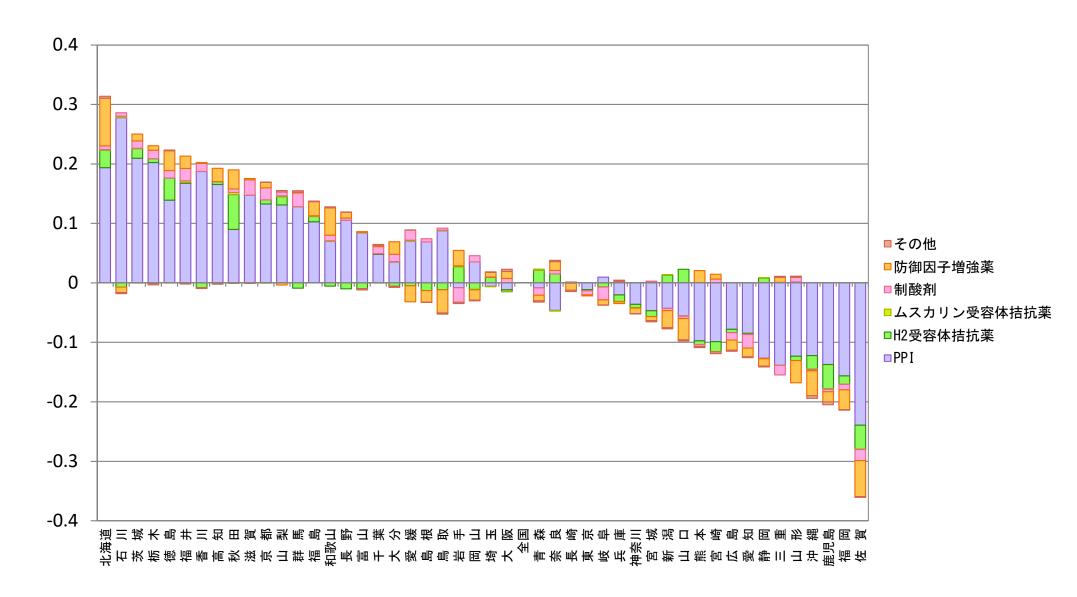
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり消化性潰瘍治療薬の薬剤料の 地域差指数(年齢調整前)の薬剤種類別の寄与度(2017年度)



- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

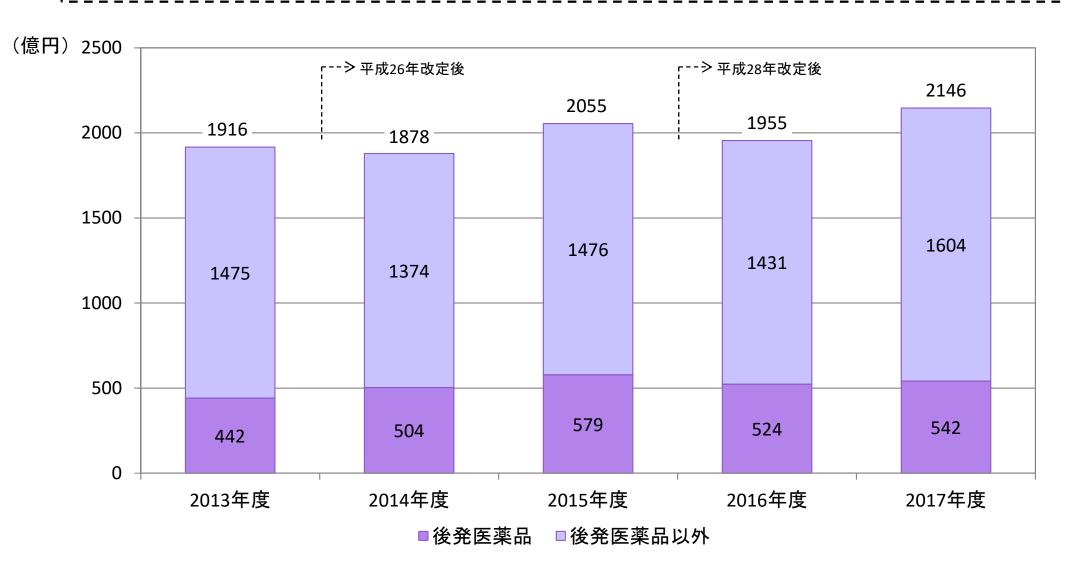
都道府県別処方箋1枚当たり消化性潰瘍治療薬の薬剤料の 地域差指数(年齢調整後)の薬剤種類別の寄与度(2017年度)



- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4) 各都道府県の地域差指数(年齢調整後)の全国平均からの乖離「地域差指数(年齢調整後) -1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

PPIの薬剤料の推移

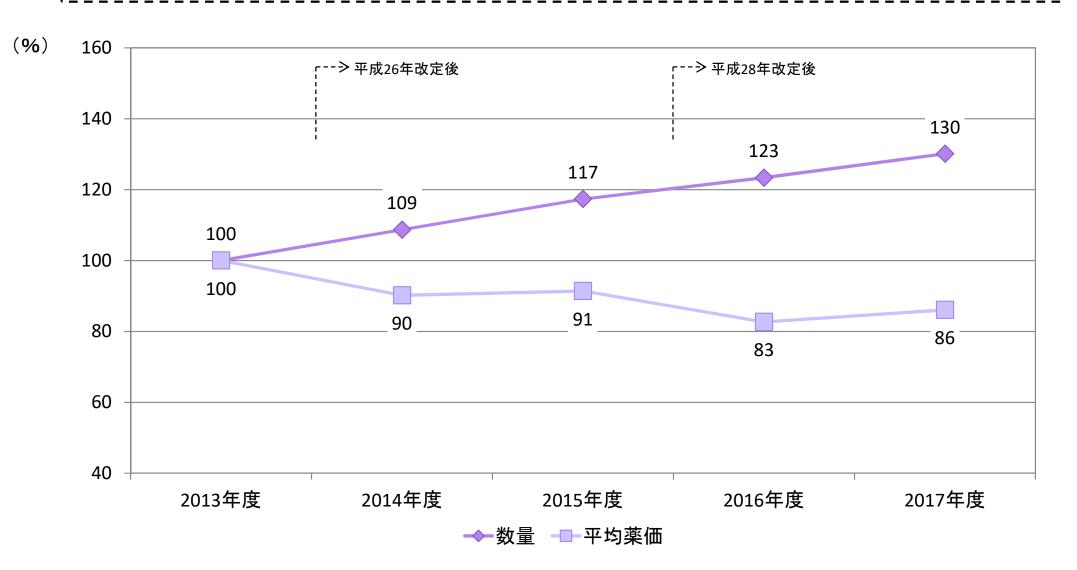
〇 2013年度以降のPPIの薬剤料は、後発医薬品・後発医薬品以外の医薬品のどちらも上下している。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

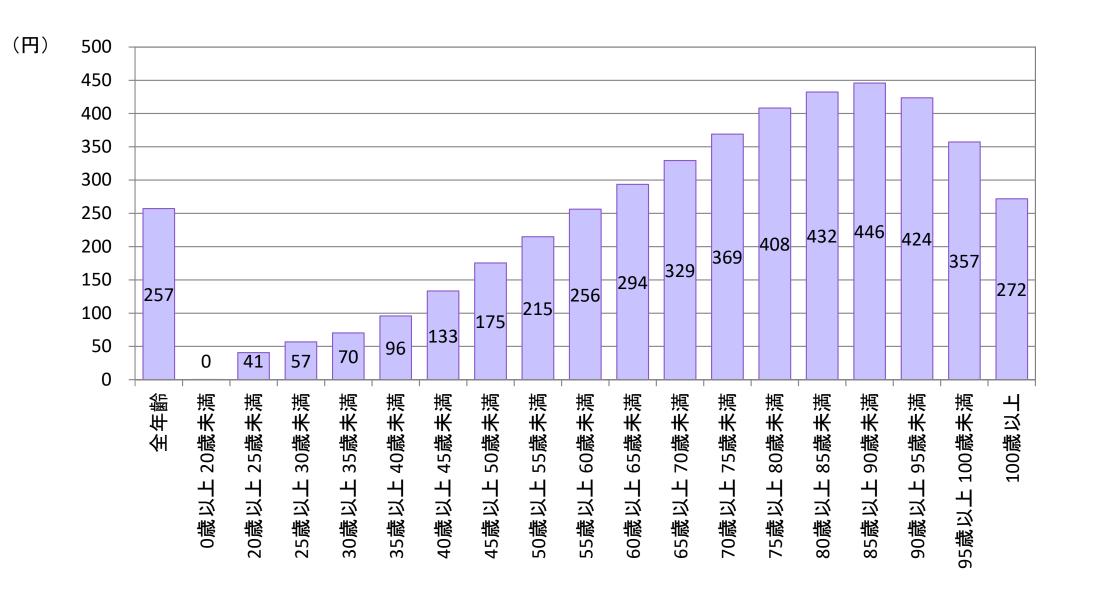
PPIの数量と平均薬価の推移

〇 2013年度以降のPPIの数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあるが、平均薬価は上下している。



- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
- 注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たりPPIの薬剤料(2017年度)

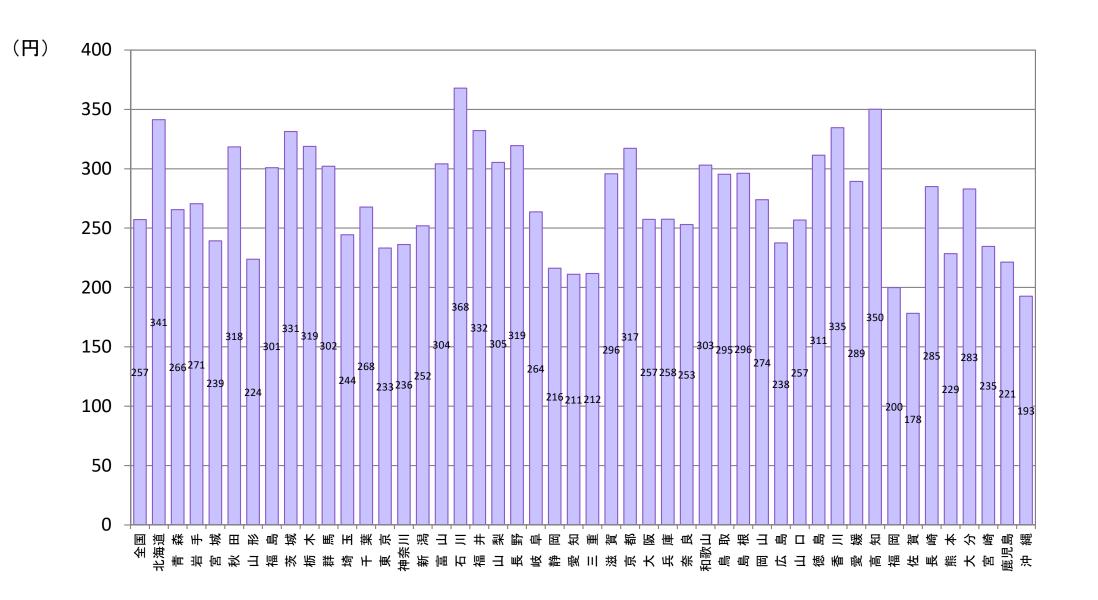


注1)年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

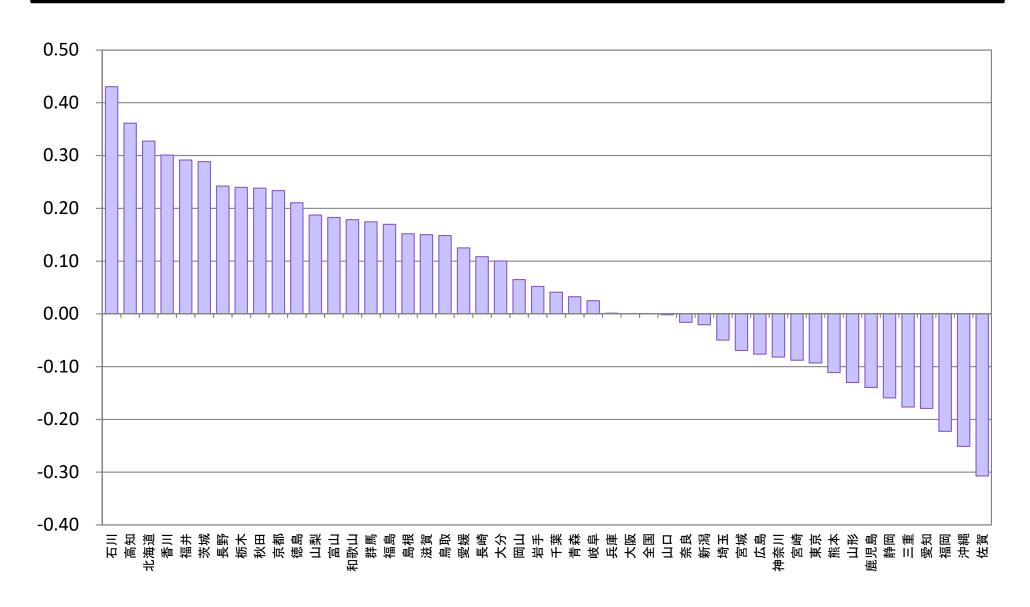
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりPPIの薬剤料(2017年度)



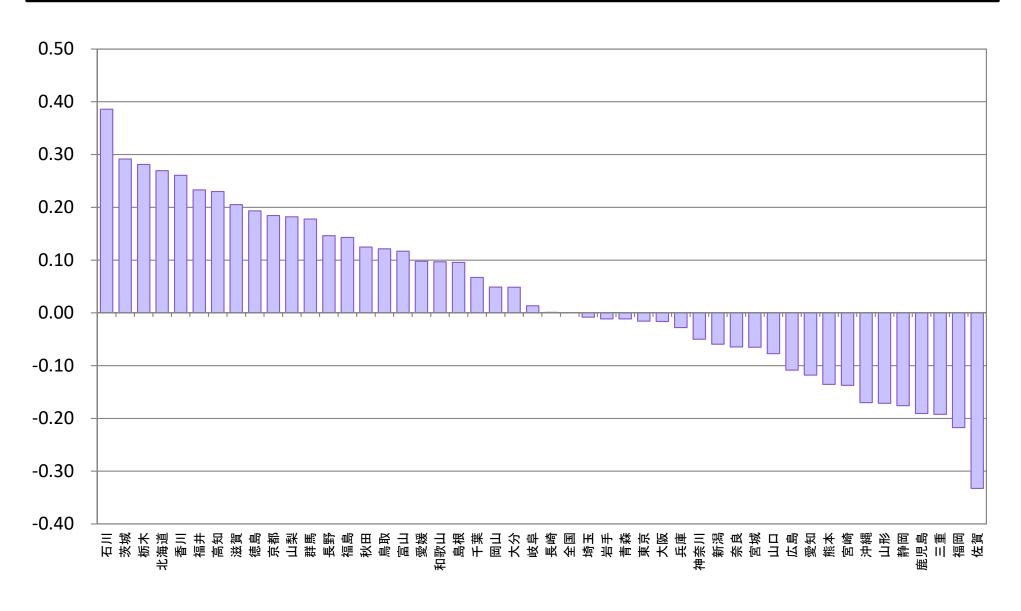
- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりPPIの 薬剤料の地域差指数(年齢調整前) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を表示している。

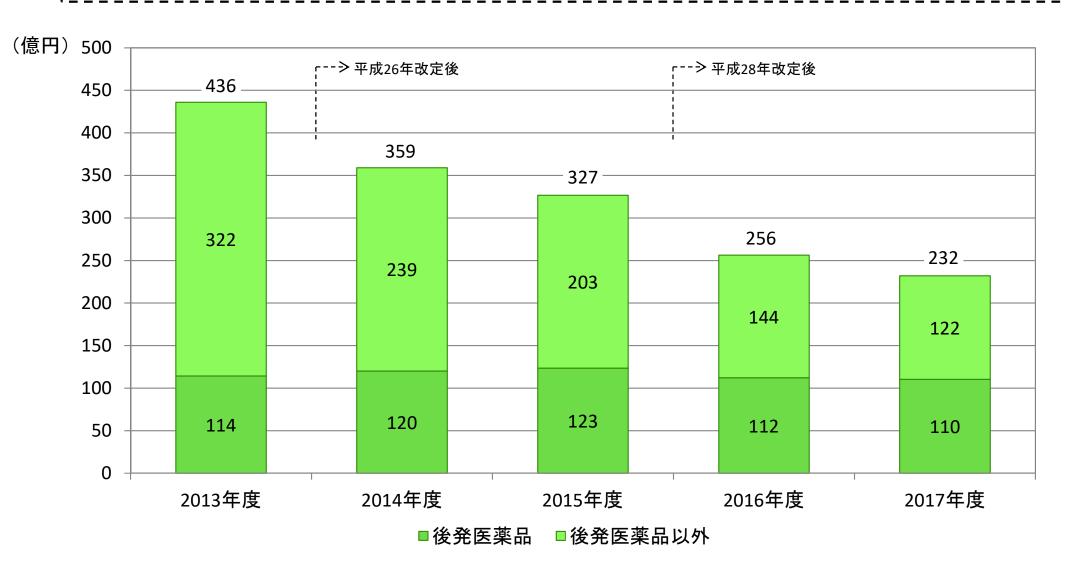
都道府県別処方箋1枚当たりPPIの 薬剤料の地域差指数(年齢調整後) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」の年齢調整後の「(地域差指数)-1」を表示している。

H2受容体拮抗薬の薬剤料の推移

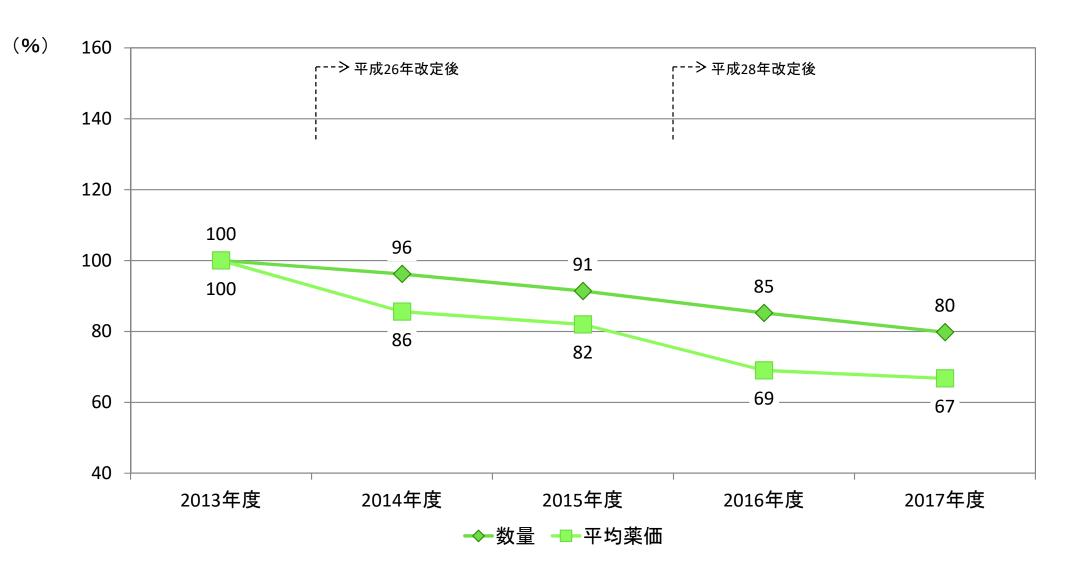
〇 2013年度以降のH2受容体拮抗薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料がおおむね 一定となっており、全体としては減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

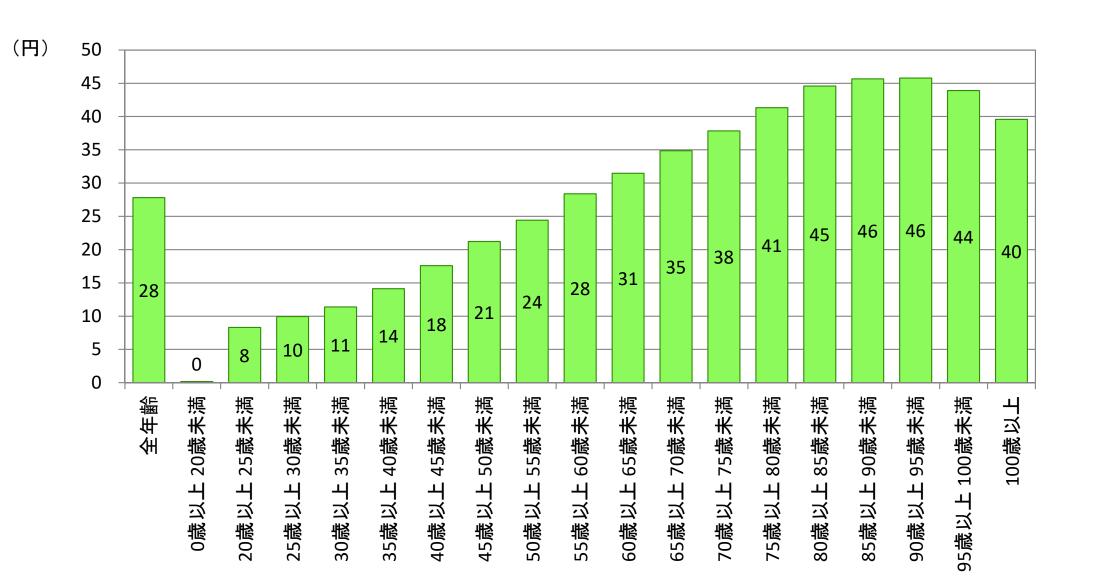
H2受容体拮抗薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のH2受容体拮抗薬の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも低下傾向にある。



- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
- 注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たりH2受容体拮抗薬の薬剤料(2017年度)

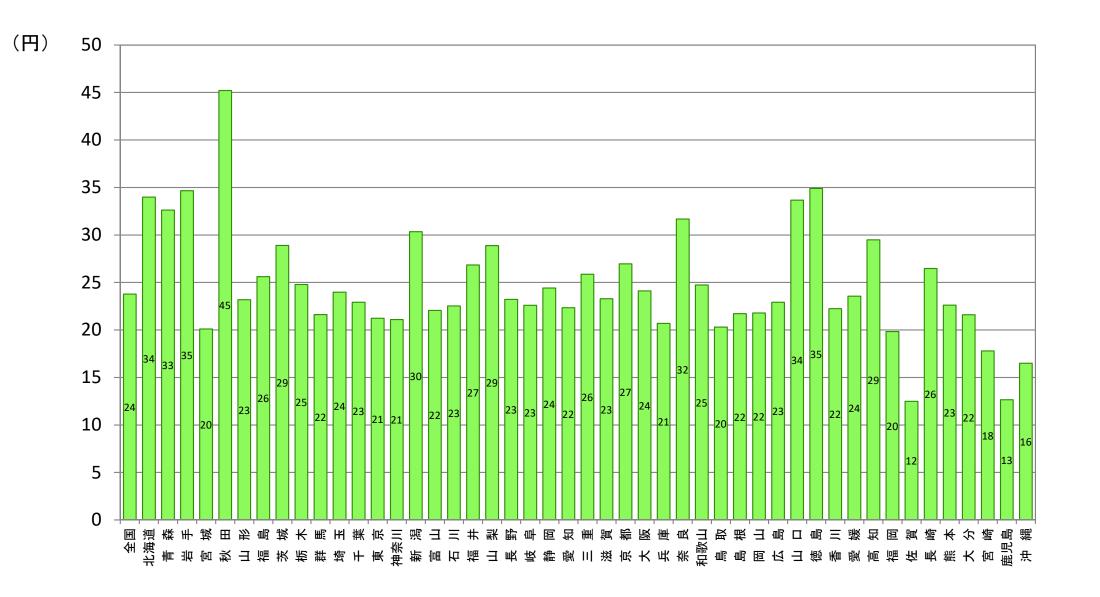


注1)年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

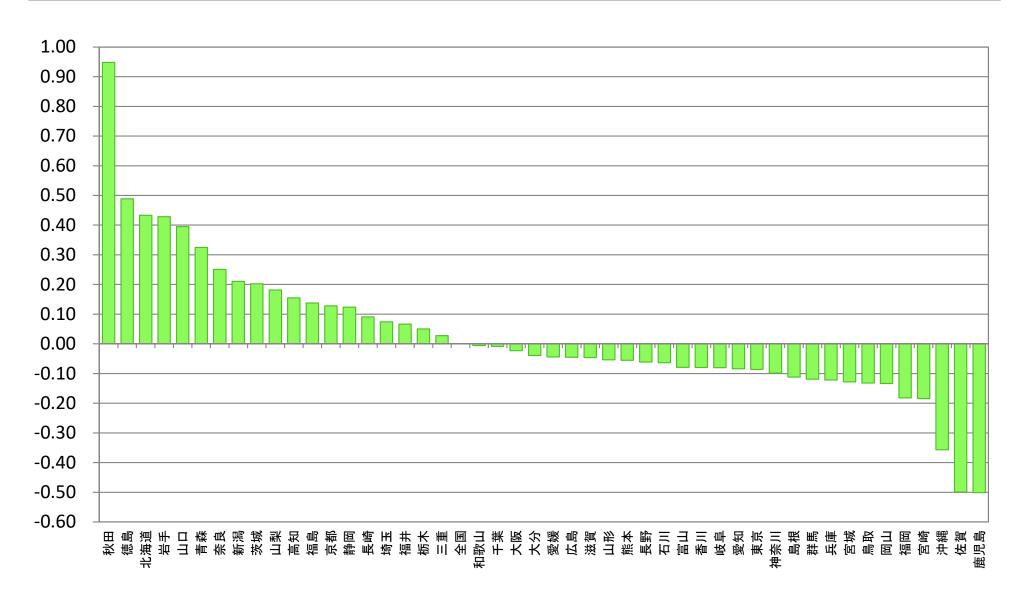
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりH2受容体拮抗薬の薬剤料(2017年度)



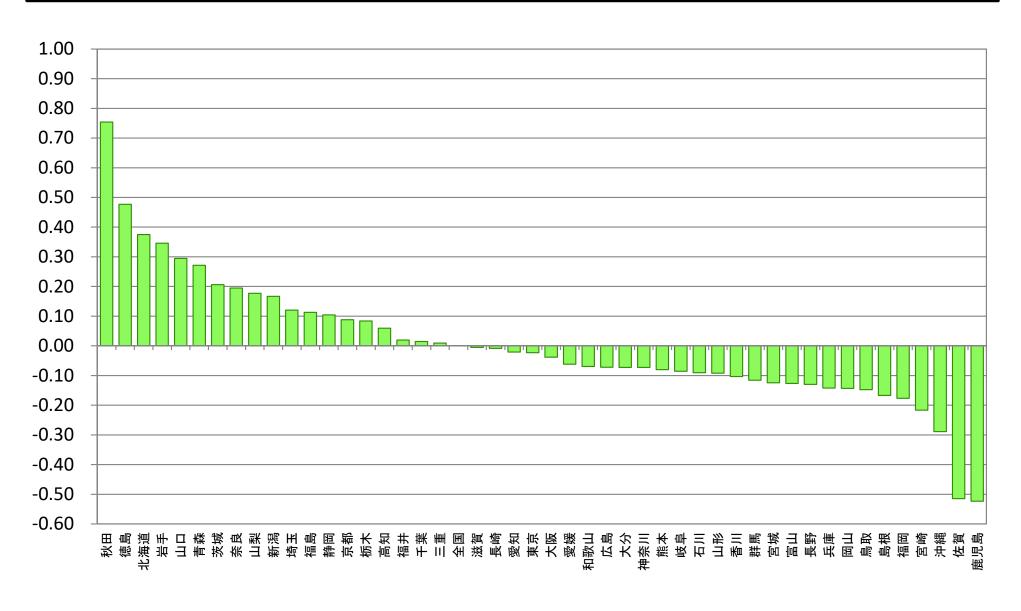
- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりH2受容体拮抗薬の 薬剤料の地域差指数(年齢調整前) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を表示している。

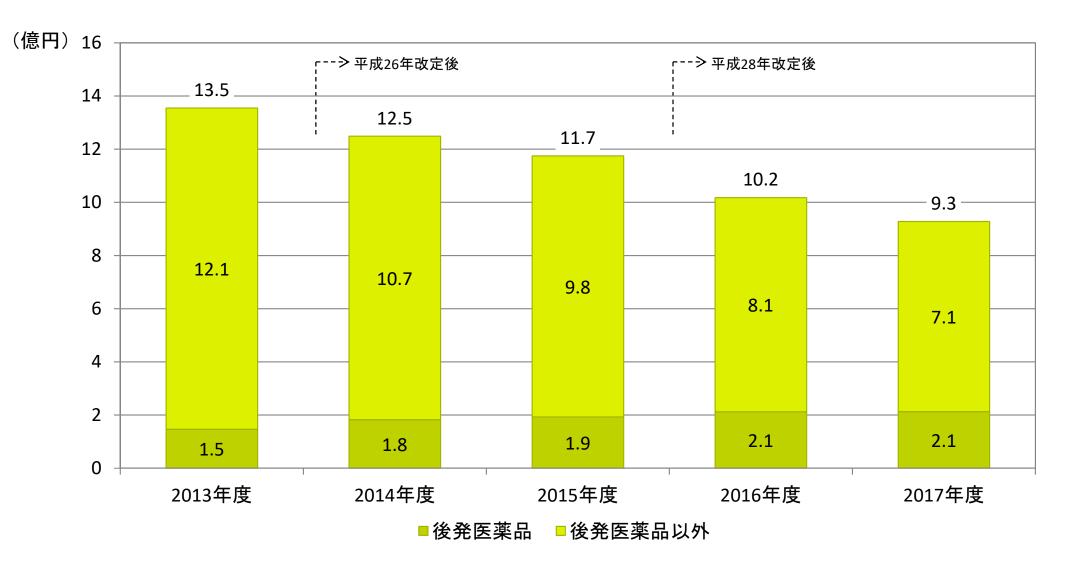
都道府県別処方箋 1 枚当たりH2受容体拮抗薬の 薬剤料の地域差指数(年齢調整後) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」の年齢調整後の「(地域差指数)-1」を表示している。

ムスカリン受容体拮抗薬の薬剤料の推移

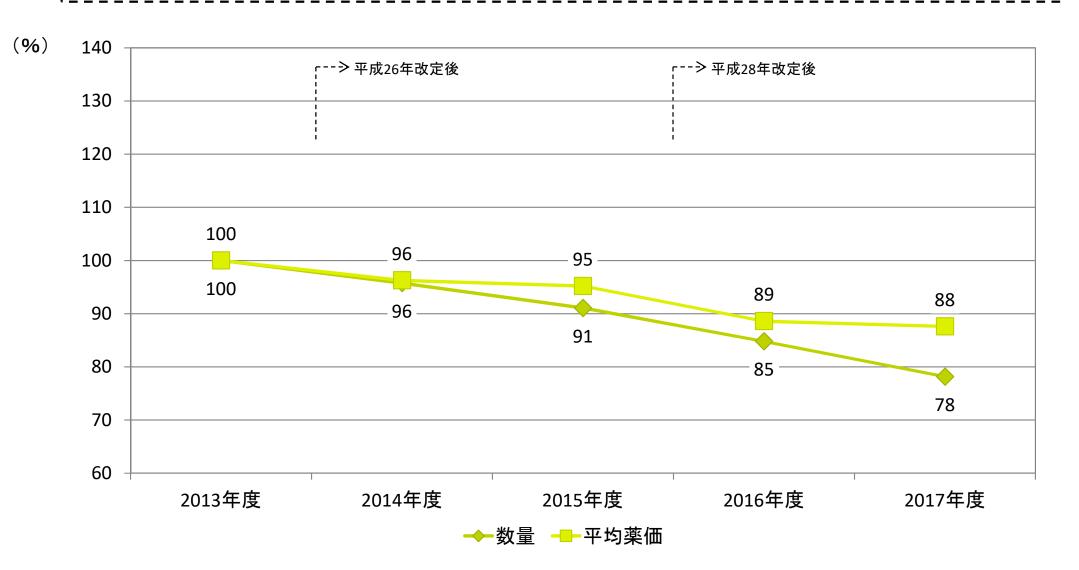
○ 2013年度以降のムスカリン受容体拮抗薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品はおおむね一定 ¦となっており、全体としては減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

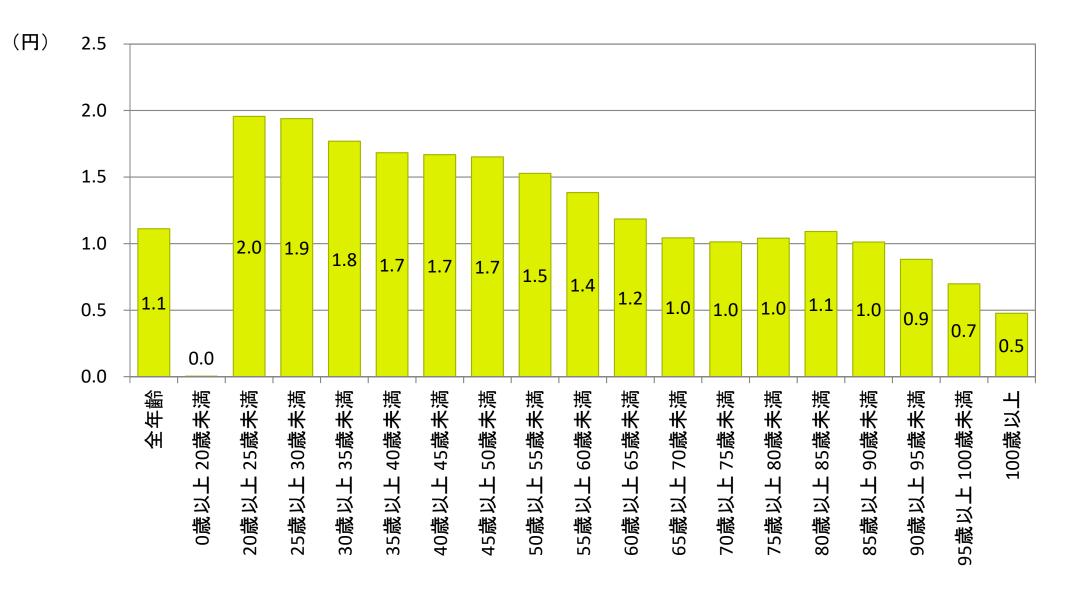
ムスカリン受容体拮抗薬の数量と平均薬価の推移

〇 2013年度以降のムスカリン受容体拮抗薬の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも低下傾向に ある。



- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
- 注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たり ムスカリン受容体拮抗薬の薬剤料(2017年度)

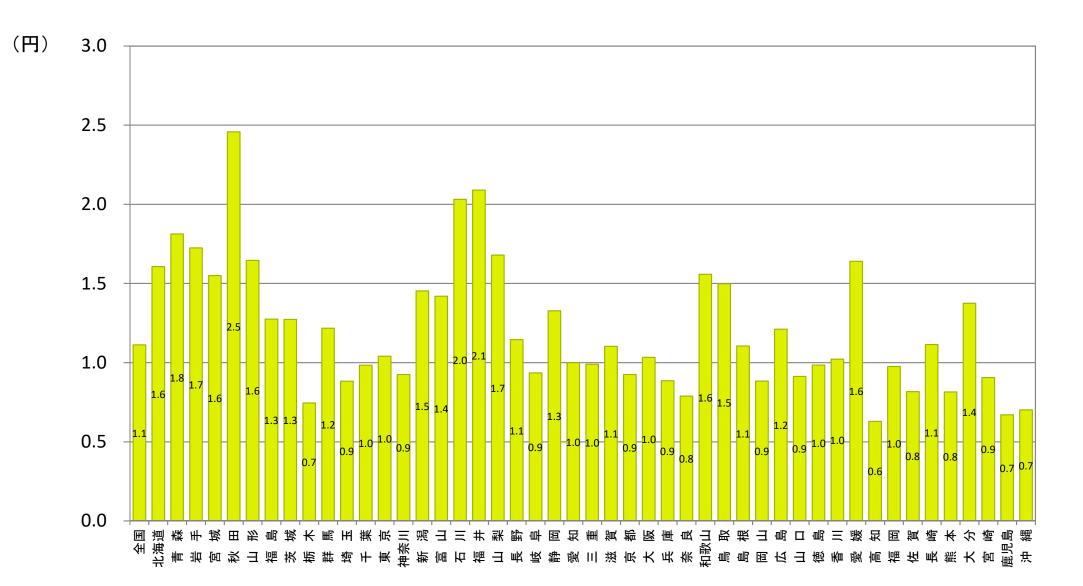


注1)年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

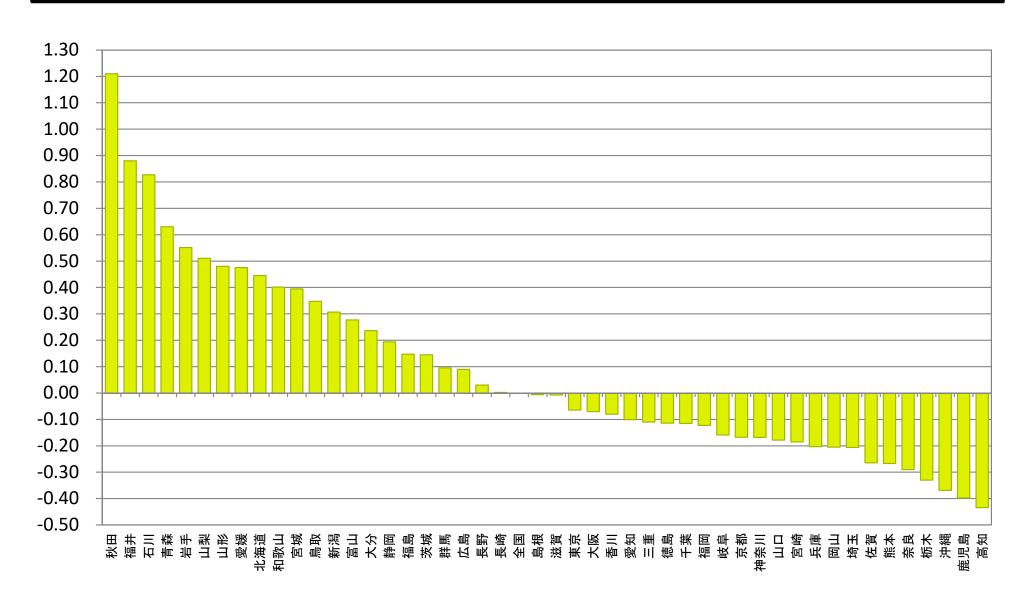
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり ムスカリン受容体拮抗薬の薬剤料(2017年度)



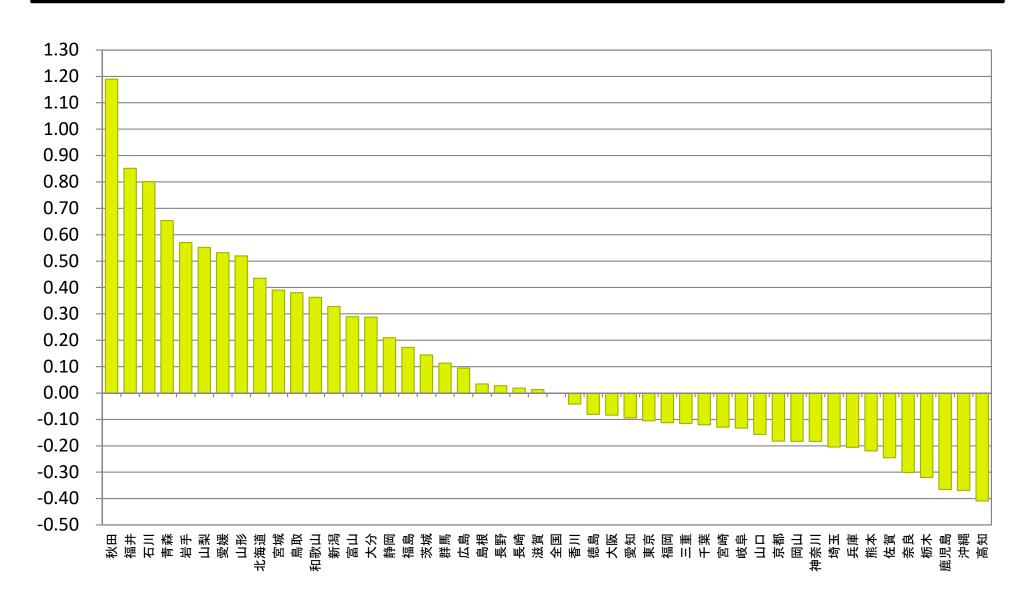
- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりムスカリン受容体拮抗薬の 薬剤料の地域差指数(年齢調整前) (2017年度)



- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を表示している。

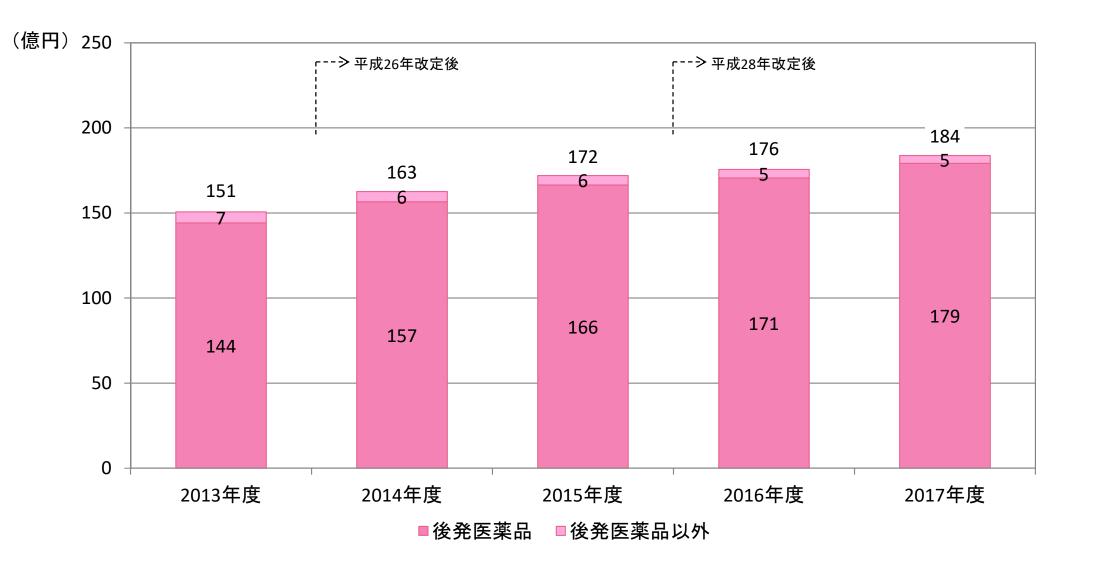
都道府県別処方箋1枚当たりムスカリン受容体拮抗薬の 薬剤料の地域差指数(年齢調整後) (2017年度)



- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」の年齢調整後の「(地域差指数)-1」を表示している。

制酸剤の薬剤料の推移

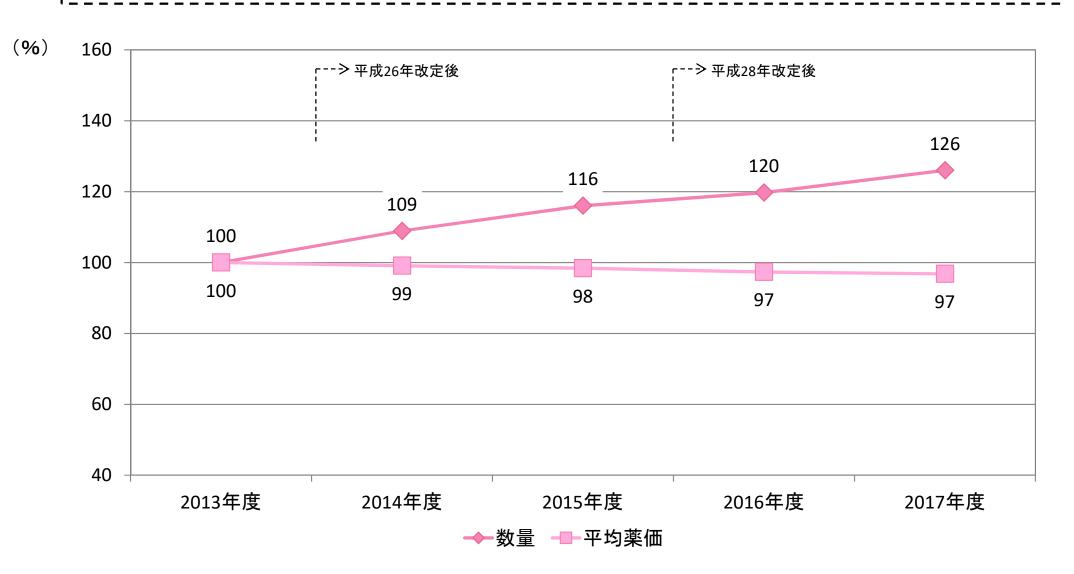
○ 2013年度以降の制酸剤の薬剤料は、増加傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

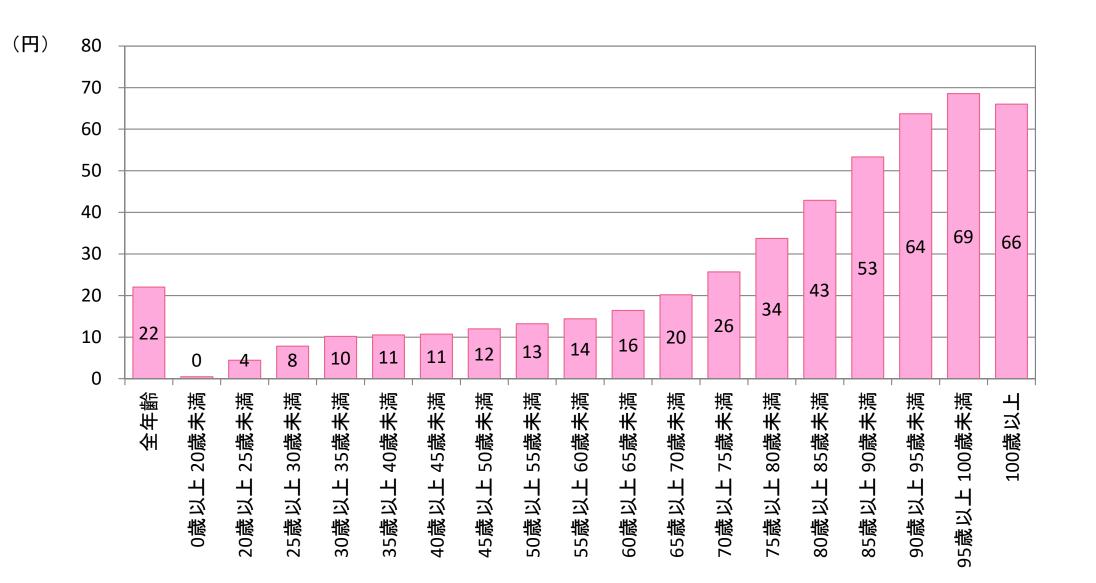
制酸剤の数量と平均薬価の推移

O 2013年度以降の制酸剤の数量と平均薬価を見ると、数量は上昇傾向にあり平均薬価はおおむね一定となっている。



- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
- 注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たり制酸剤の薬剤料(2017年度)

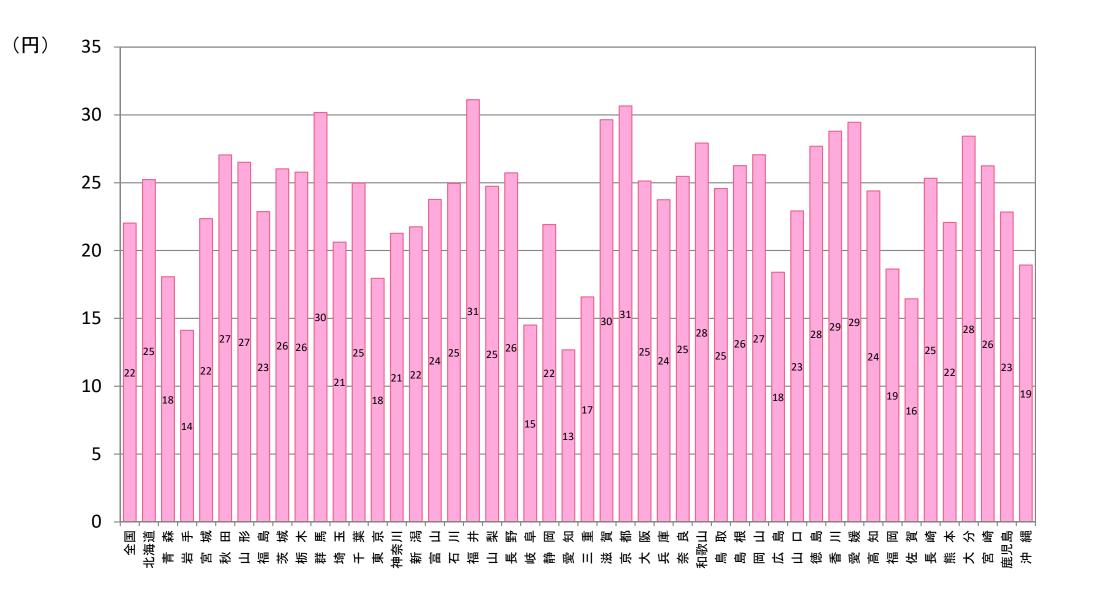


注1)年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

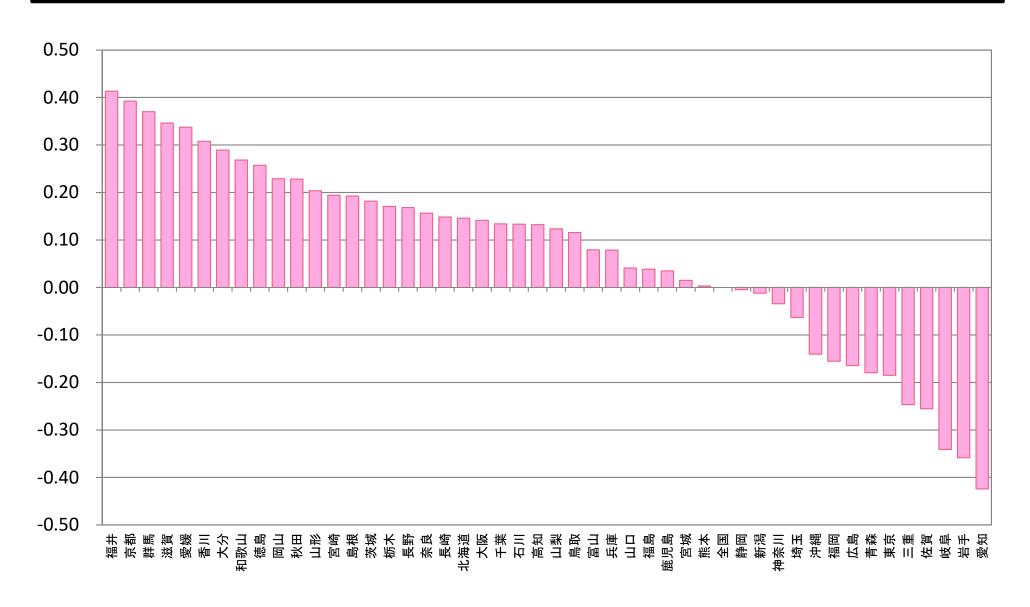
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり制酸剤の薬剤料(2017年度)



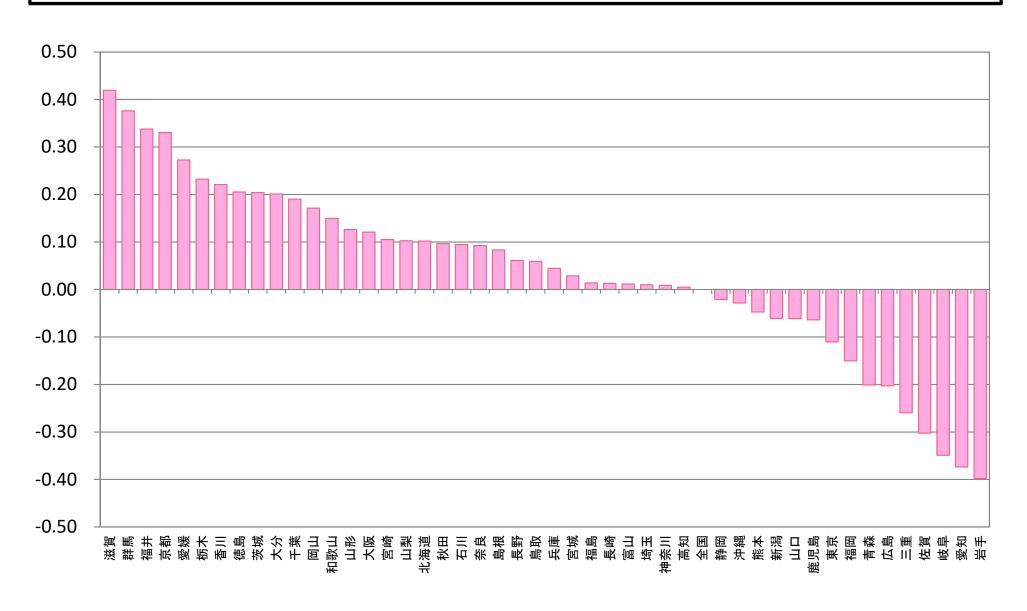
- 注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり制酸剤の 薬剤料の地域差指数(年齢調整前) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり制酸剤の 薬剤料の地域差指数(年齢調整後) (2017年度)



- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」の年齢調整後の「(地域差指数)-1」を表示している。

防御因子増強薬の薬剤料の推移

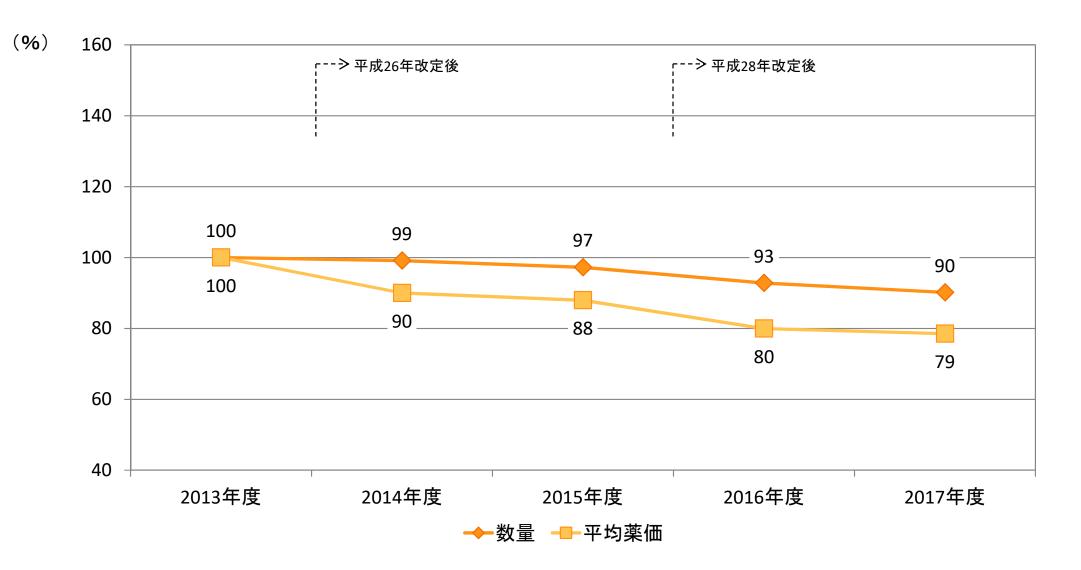
〇 2013年度以降の防御因子増強薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品が増加傾向となっており、全体としては減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」 欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

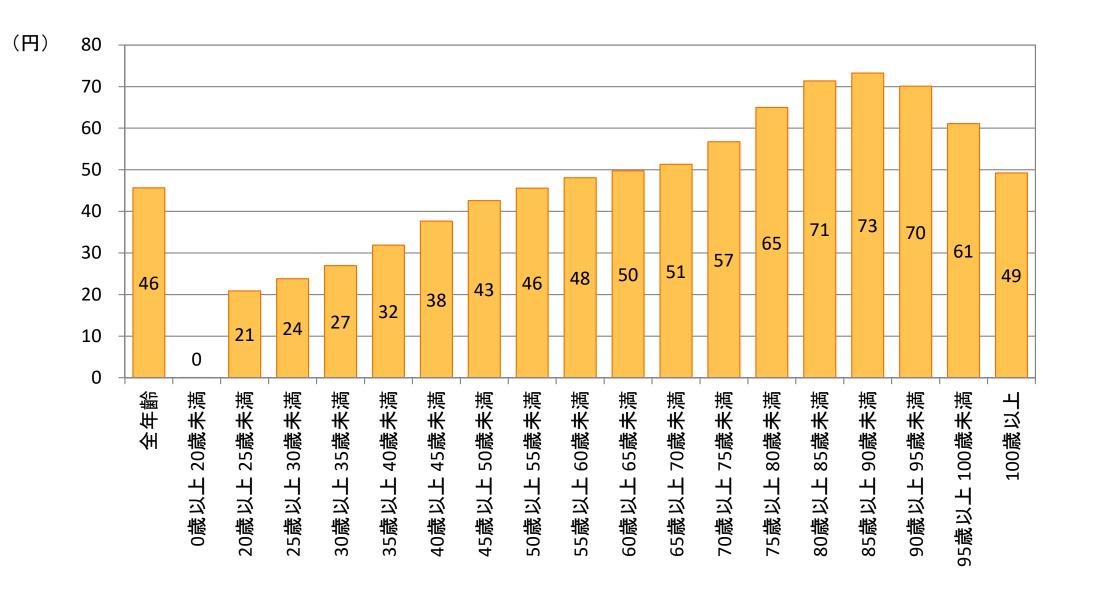
防御因子増強薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の防御因子増強薬の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも低下傾向にある。



- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
- 注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たり防御因子増強薬の薬剤料(2017年度)

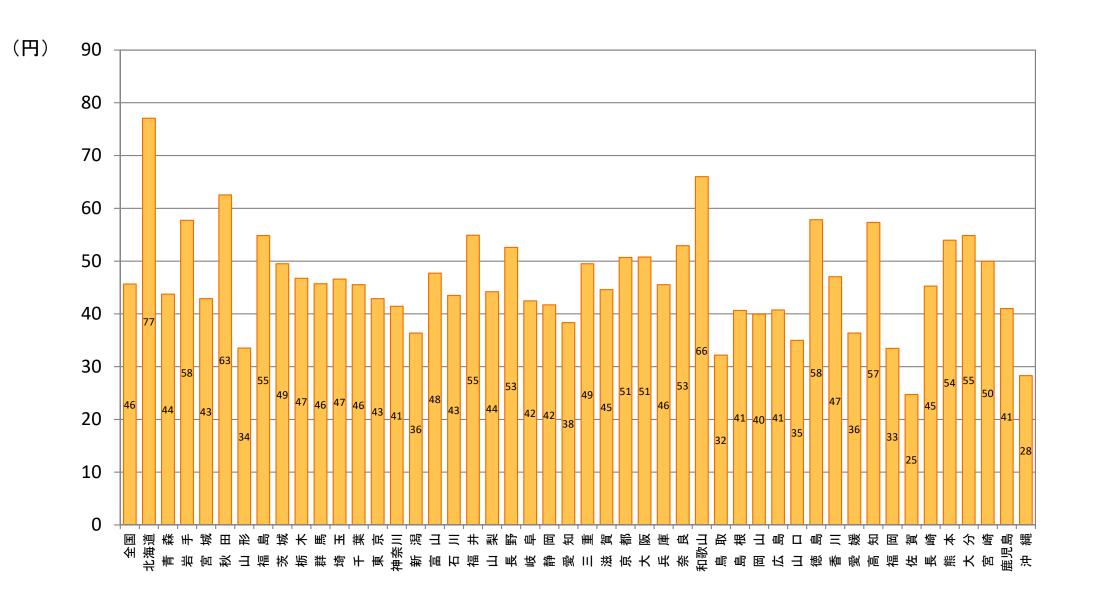


注1)年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

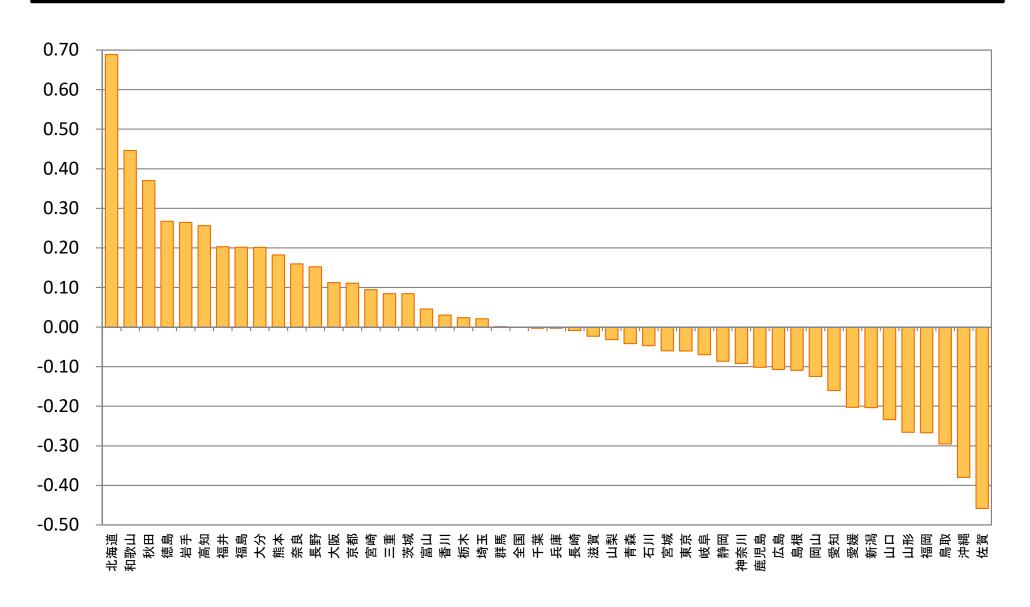
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり防御因子増強薬の薬剤料(2017年度)



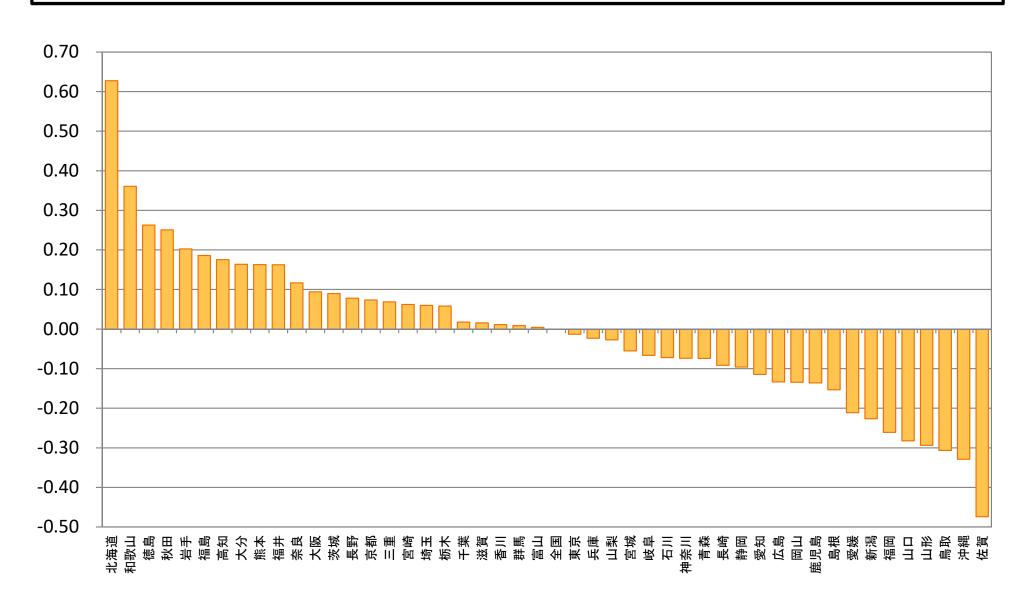
- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり防御因子増強薬の薬剤料の地域差指数(年齢調整前) (2017年度)



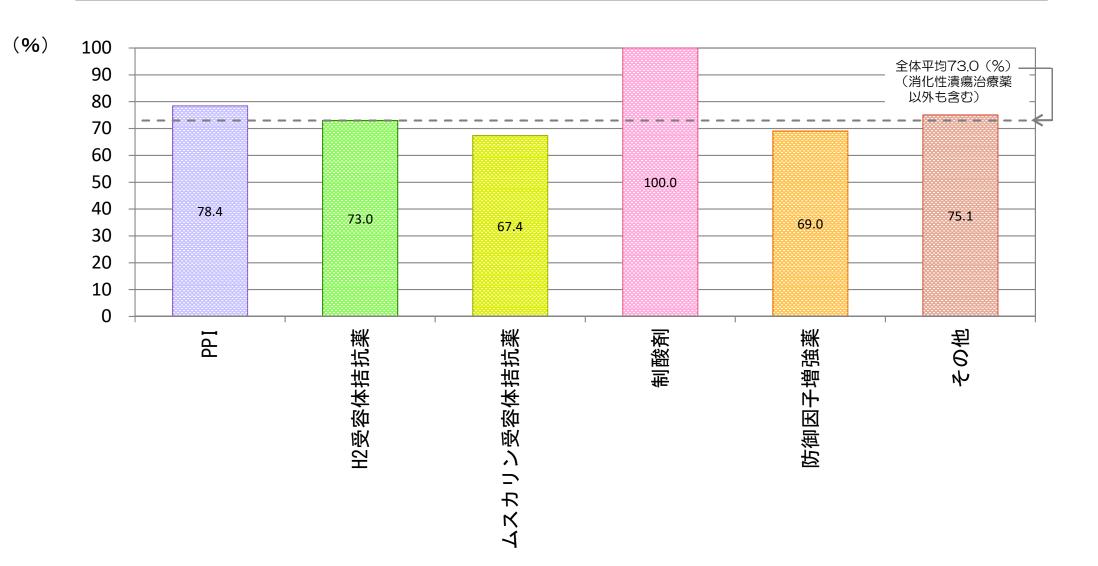
- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり防御因子増強薬の薬剤料の地域差指数(年齢調整後) (2017年度)



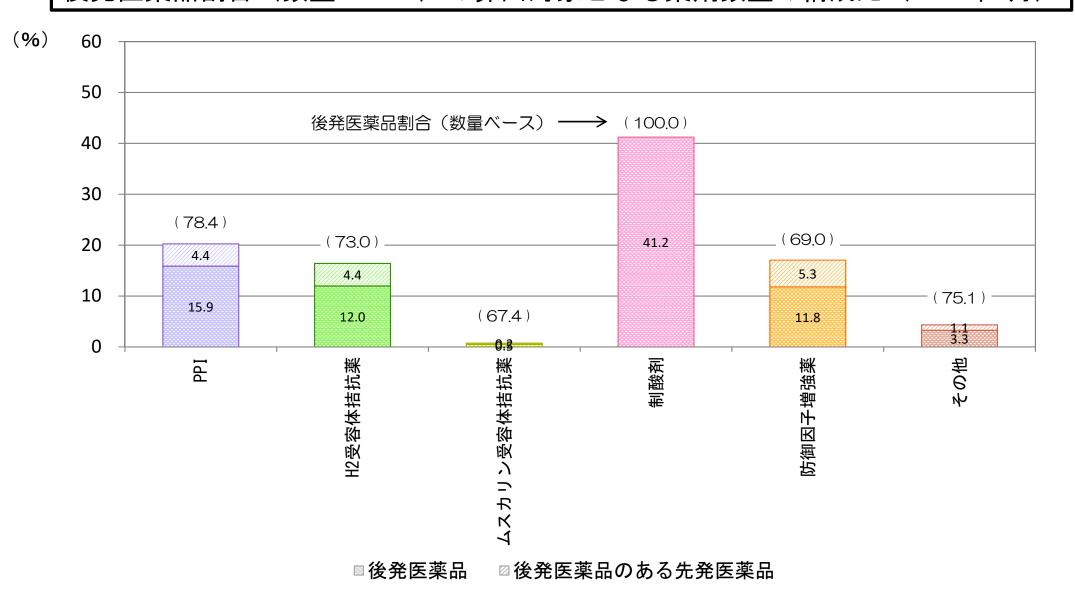
- 注1)保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
- 注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
- 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、消化性潰瘍治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
- 注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)-1」の年齢調整後の「(地域差指数)-1」を表示している。

消化性潰瘍治療薬種類別にみた 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



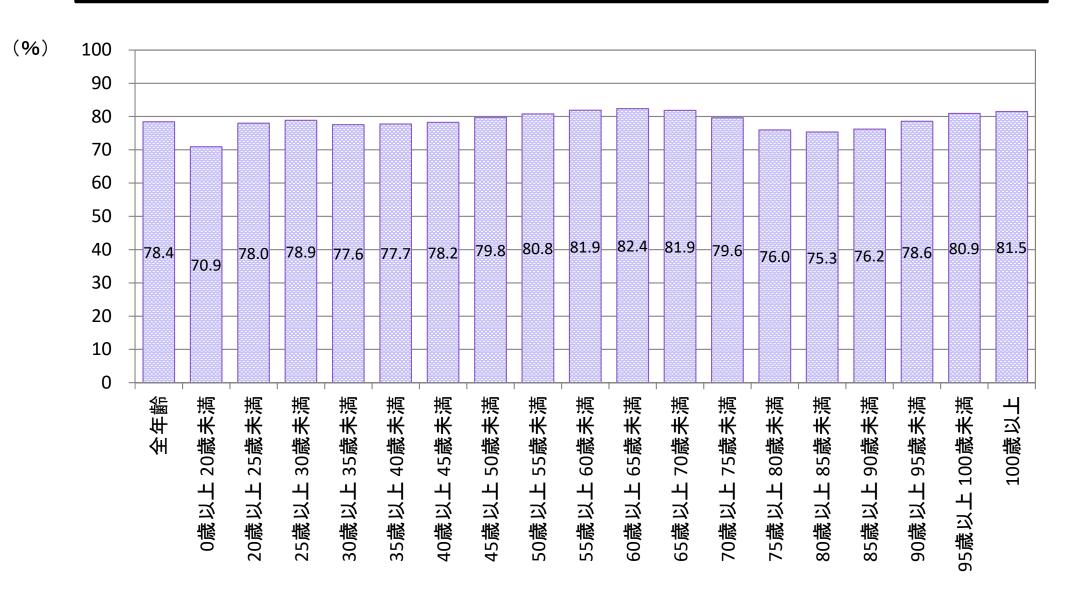
- 注1) 対象の消化性潰瘍治療薬の種類別に集計したものである。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

消化性潰瘍治療薬種類別にみた 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



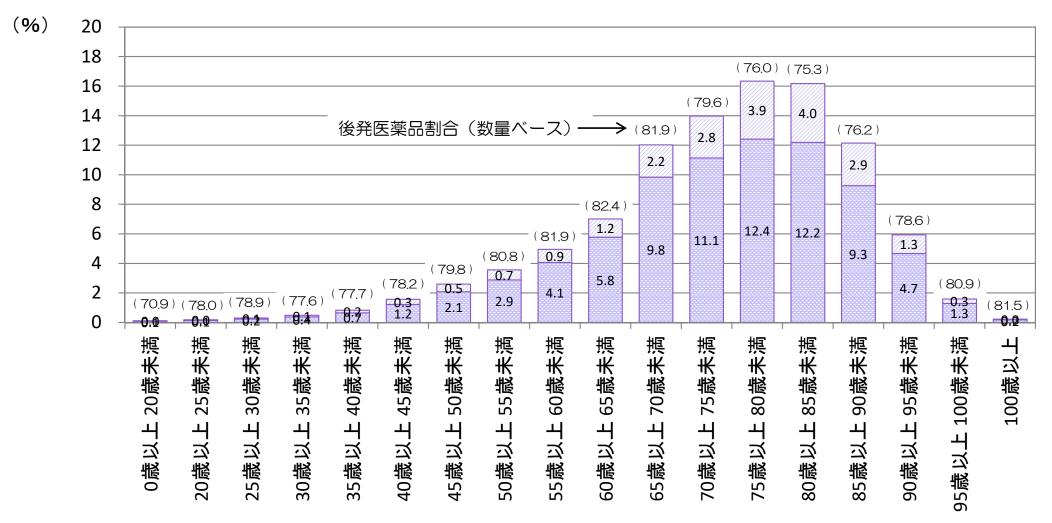
- 注1)対象の消化性潰瘍治療薬全数量(〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕)に対する各種類別の シェアを示したものであり、向精神薬全数量を100(%)としたときの薬効分類別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

年齢階級別PPIの 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



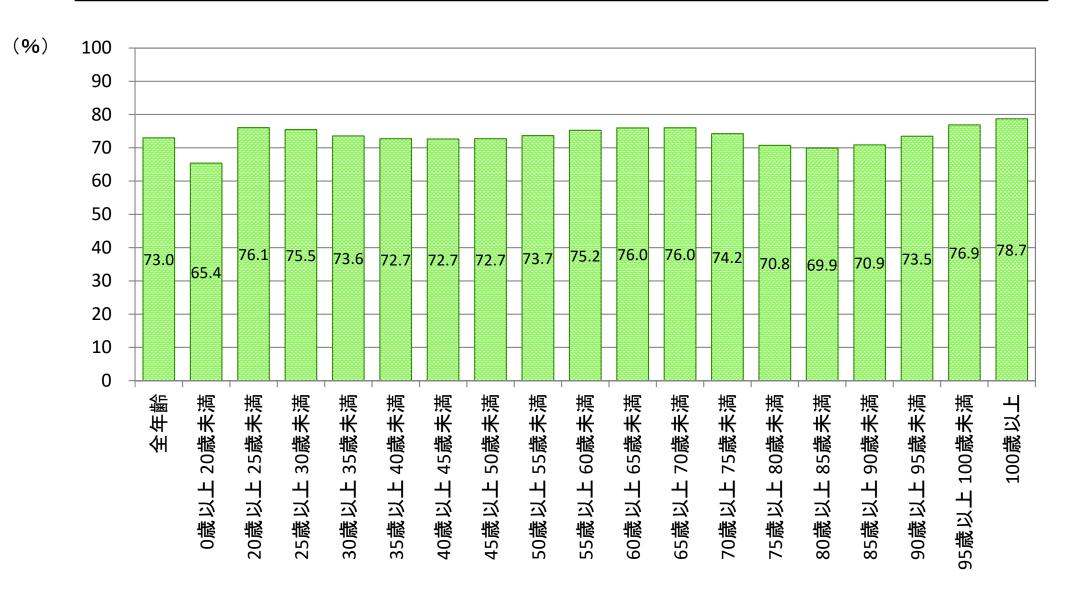
- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

年齢階級別PPIの 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



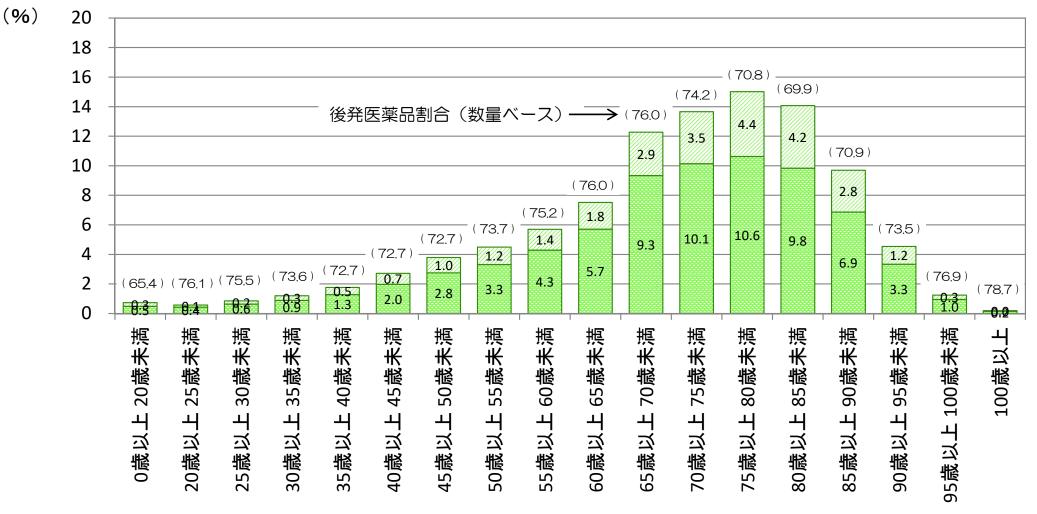
- ■後発医薬品 □後発医薬品のある先発医薬品
- 注1) PPI全数量([後発医薬品の数量]+[後発医薬品のある先発医薬品の数量])に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

年齢階級別H2受容体拮抗薬の 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



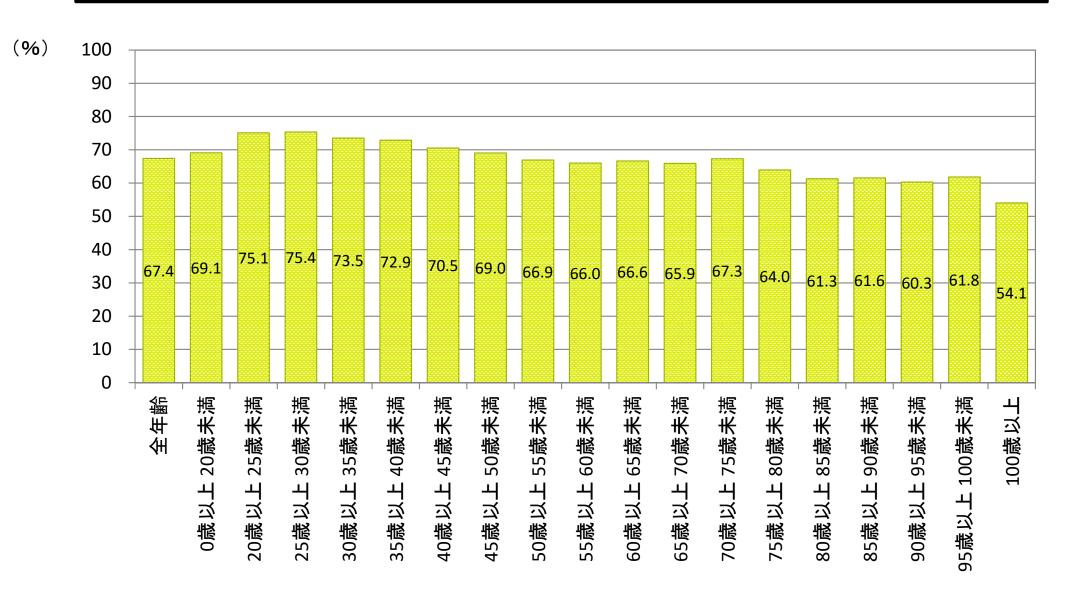
- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

年齢階級別H2受容体拮抗薬の 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



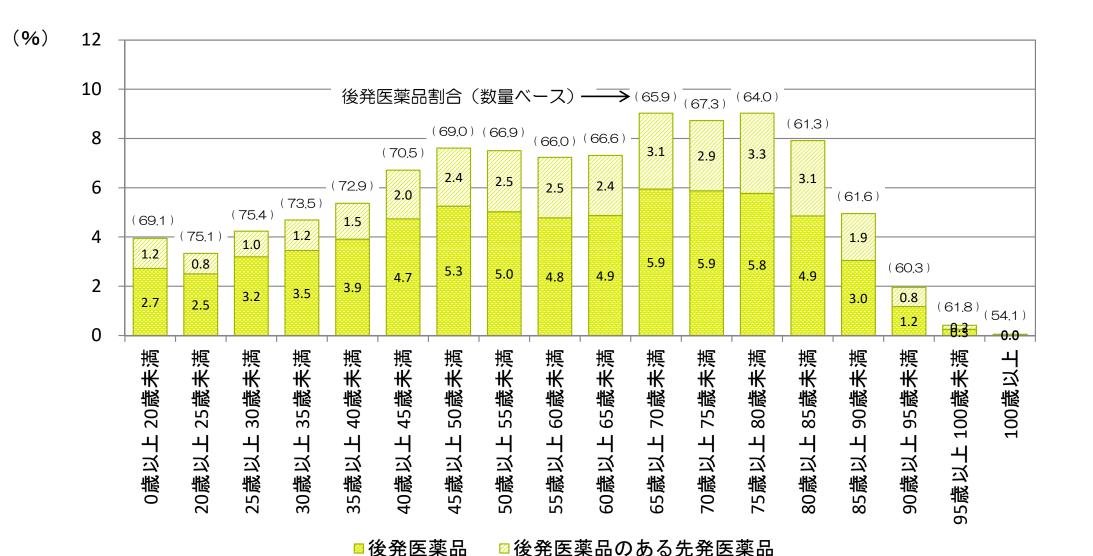
- ■後発医薬品 □後発医薬品のある先発医薬品
- 注1) H2受容体拮抗薬ト全数量([後発医薬品の数量]+[後発医薬品のある先発医薬品の数量])に対する年齢階級別の シェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

年齢階級別ムスカリン受容体拮抗薬の 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

年齢階級別ムスカリン受容体拮抗薬の 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



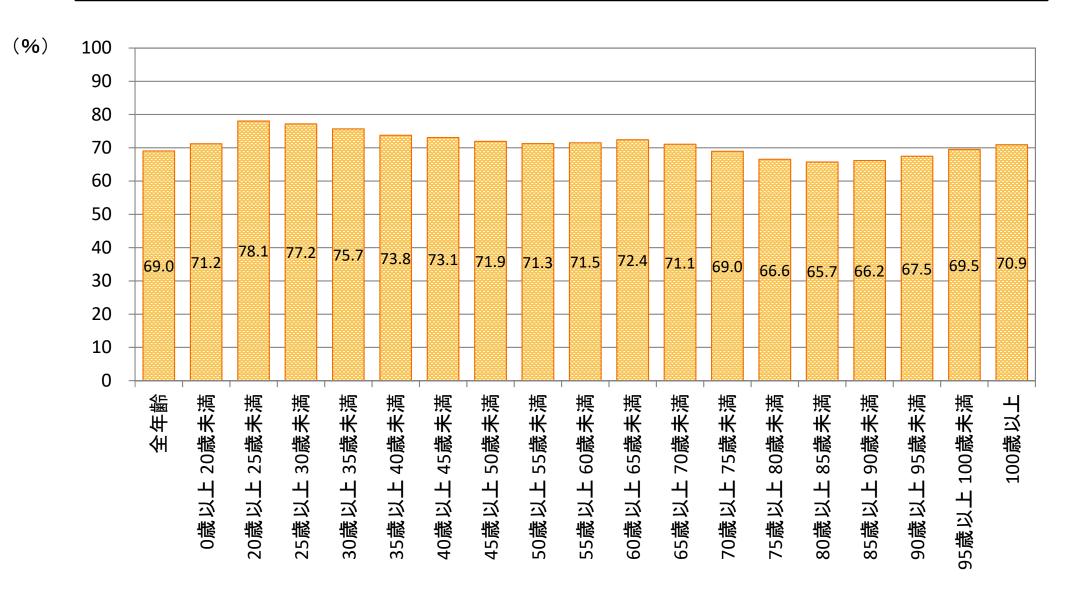
- 注1) ムスカリン受容体拮抗薬全数量(〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕)に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

年齢階級別制酸剤の 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



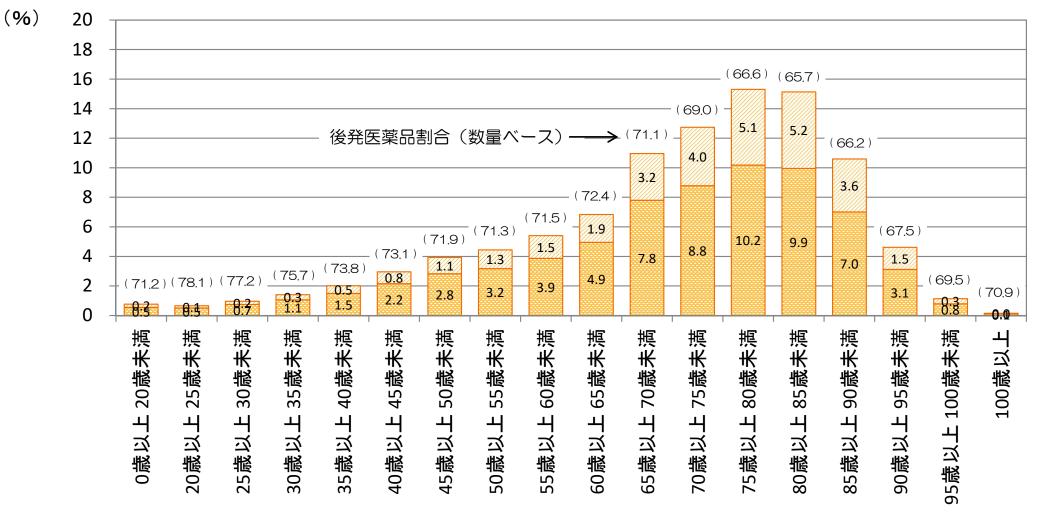
- 注1) 制酸剤全数量([後発医薬品の数量]+[後発医薬品のある先発医薬品の数量])に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

年齢階級別防御因子増強薬の 後発医薬品割合(数量ベース) (2018年3月)



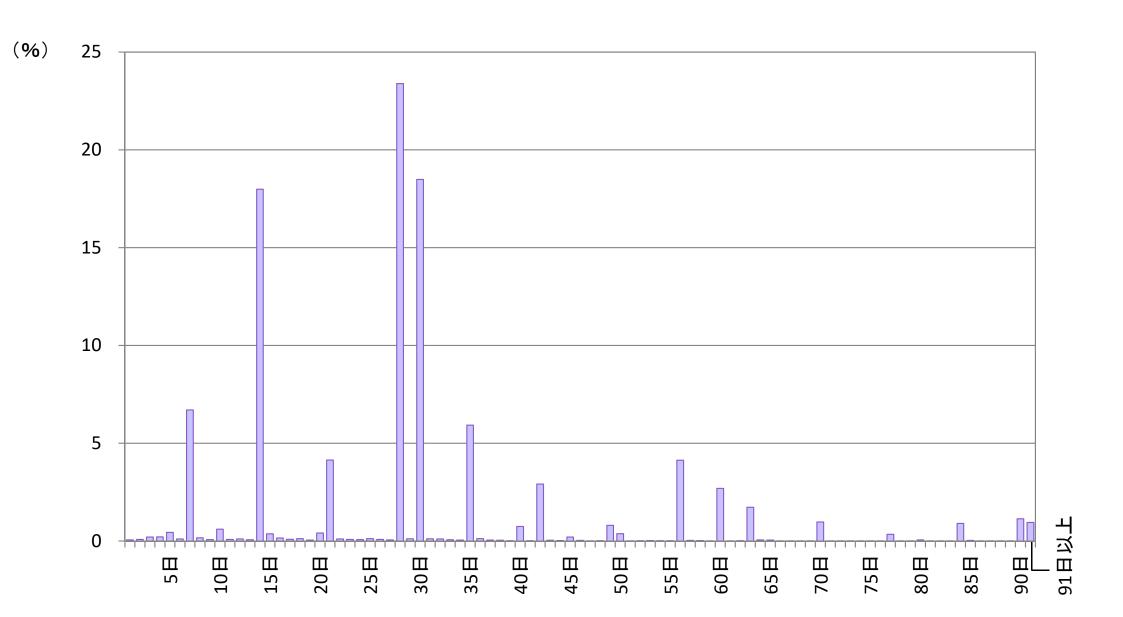
- 注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注2)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

年齢階級別防御因子増強薬の 後発医薬品割合(数量ベース)の算出対象となる薬剤数量の構成比(2018年3月)



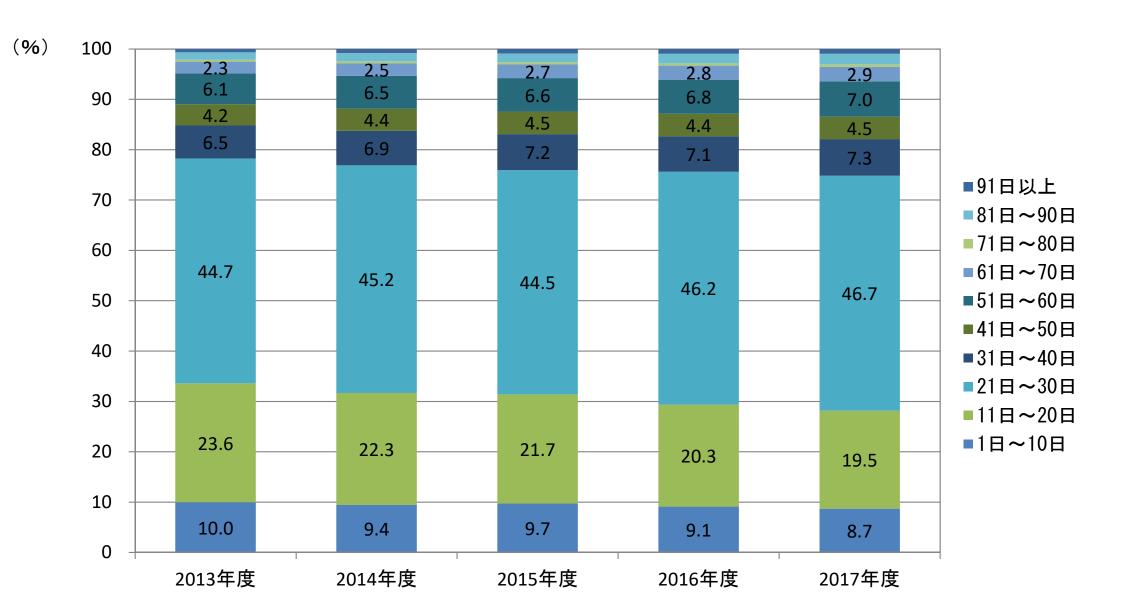
- ■後発医薬品 □後発医薬品のある先発医薬品
- 注1) 防御因子増強薬全数量([後発医薬品の数量]+[後発医薬品のある先発医薬品の数量])に対する年齢階級別の シェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3)「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/(〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 +[後発医薬品の数量〕)で算出している。

PPIの投薬日数の分布 (2017年度)



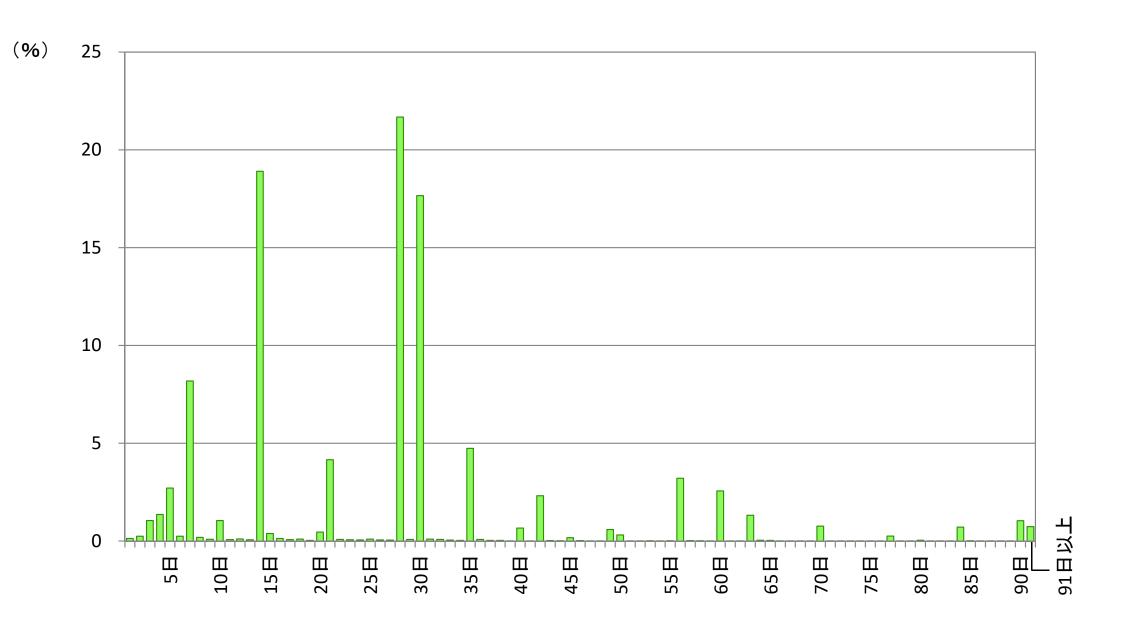
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

PPIの投薬日数の分布の推移



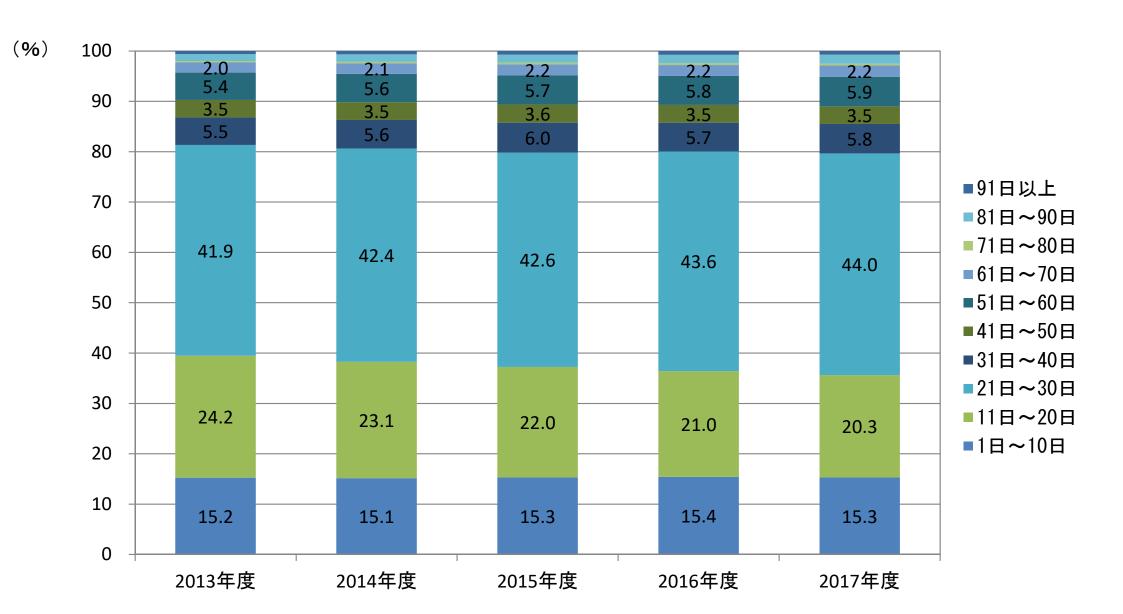
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

H2受容体拮抗薬の投薬日数の分布(2017年度)



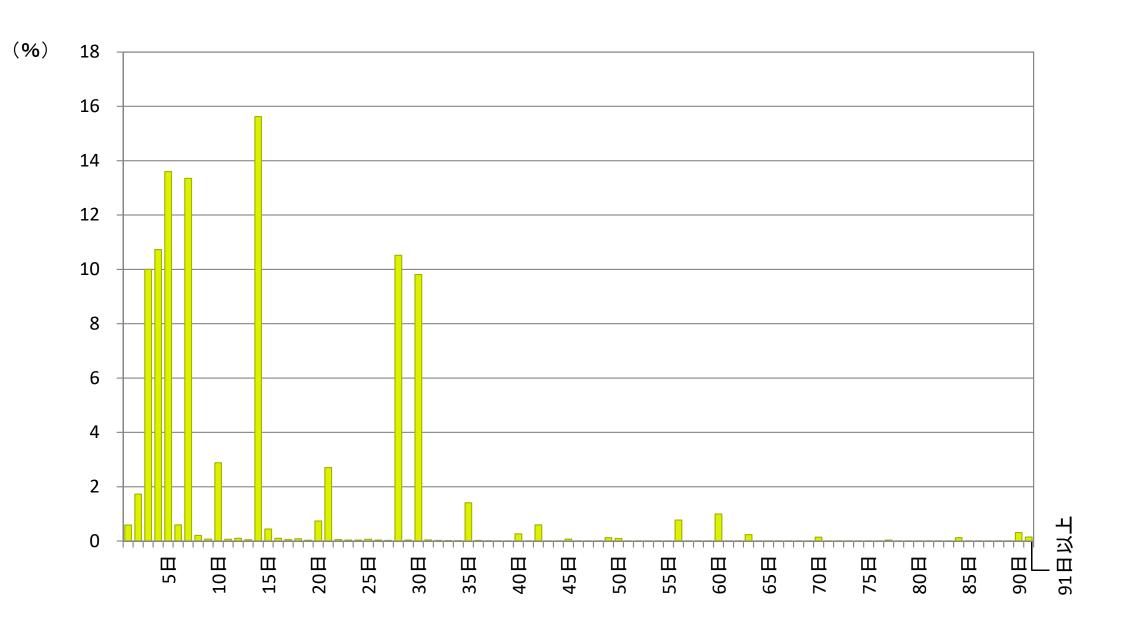
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

H2受容体拮抗薬の投薬日数の分布の推移



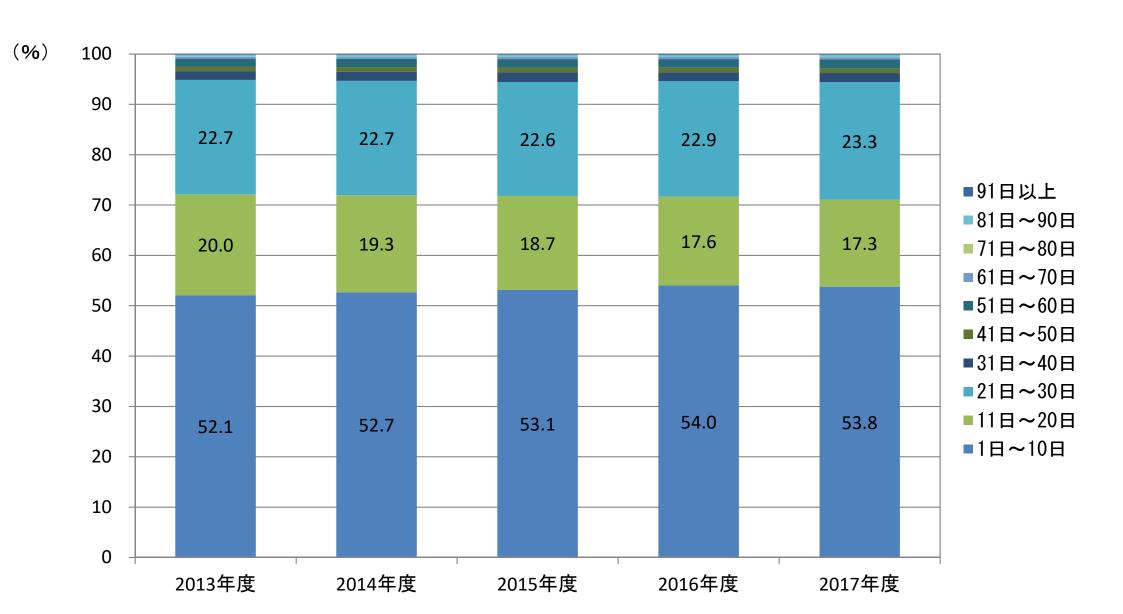
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

ムスカリン受容体拮抗薬の投薬日数の分布(2017年度)



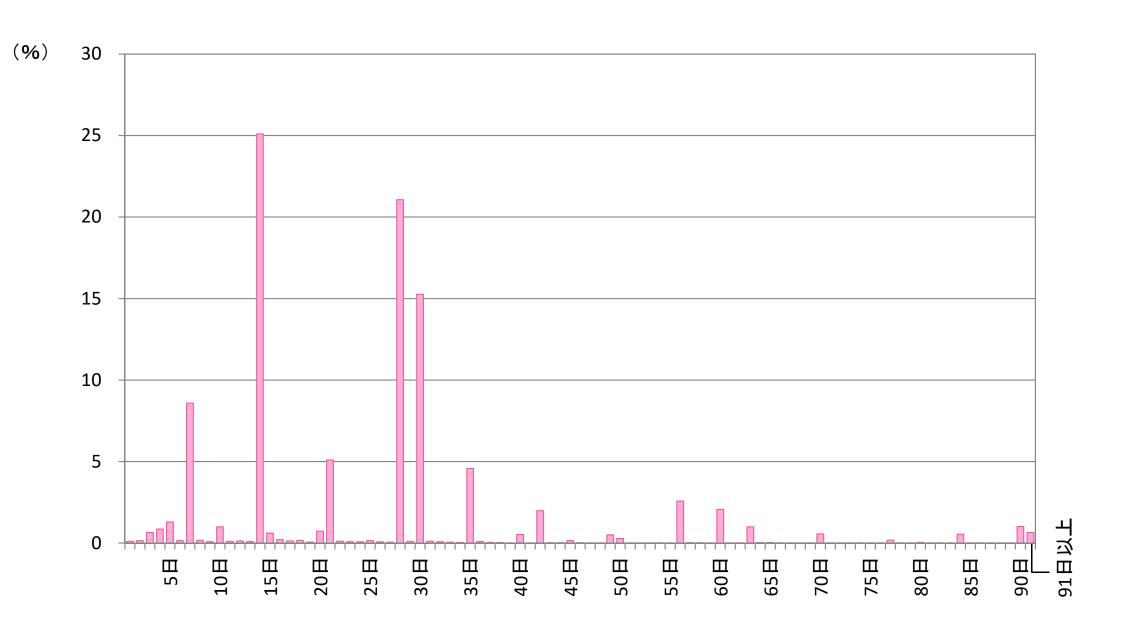
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

ムスカリン受容体拮抗薬の投薬日数の分布の推移



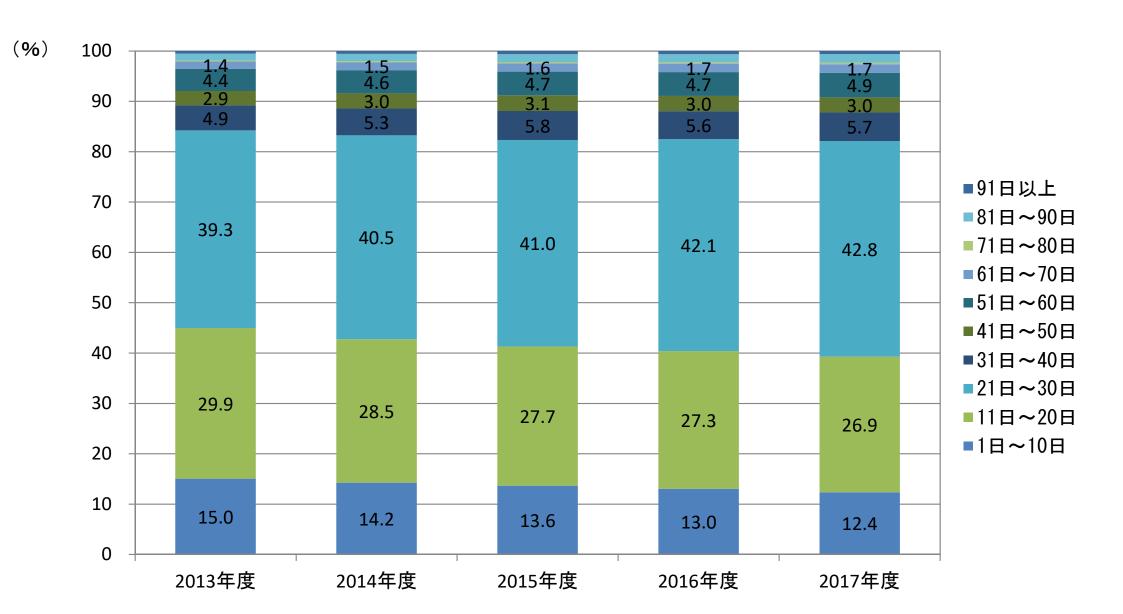
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

制酸剤の投薬日数の分布(2017年度)



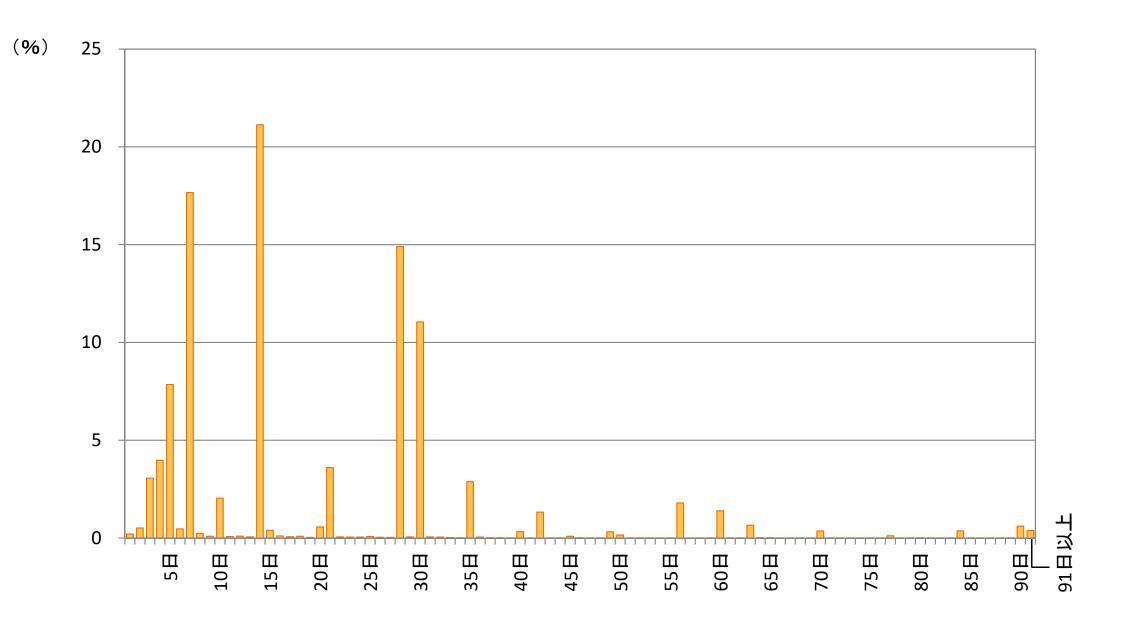
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

制酸剤の投薬日数の分布の推移



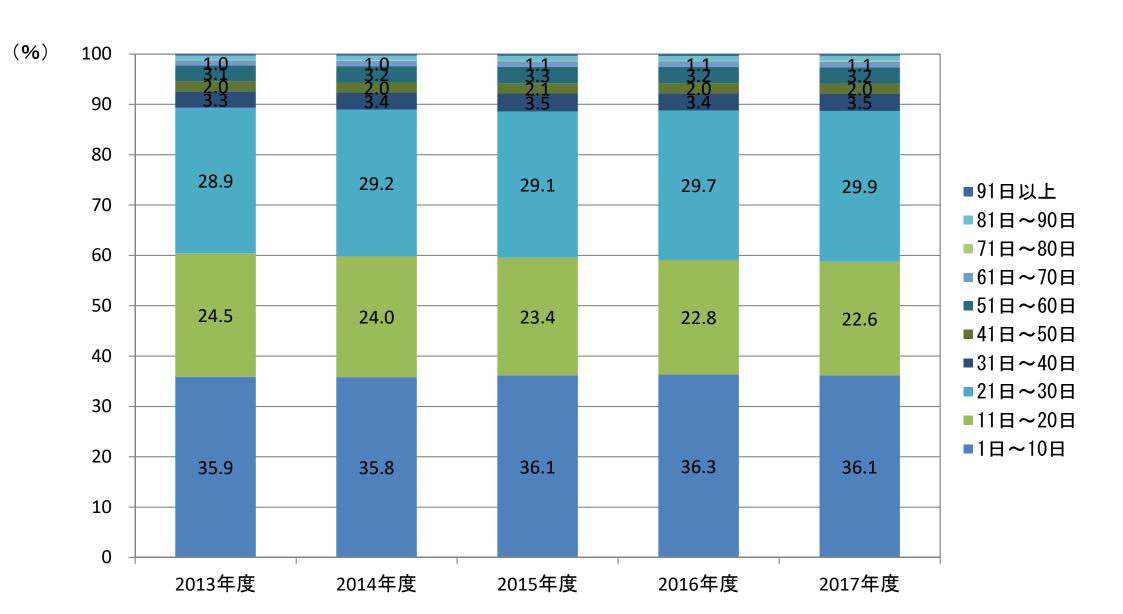
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

防御因子増強薬の投薬日数の分布(2017年度)



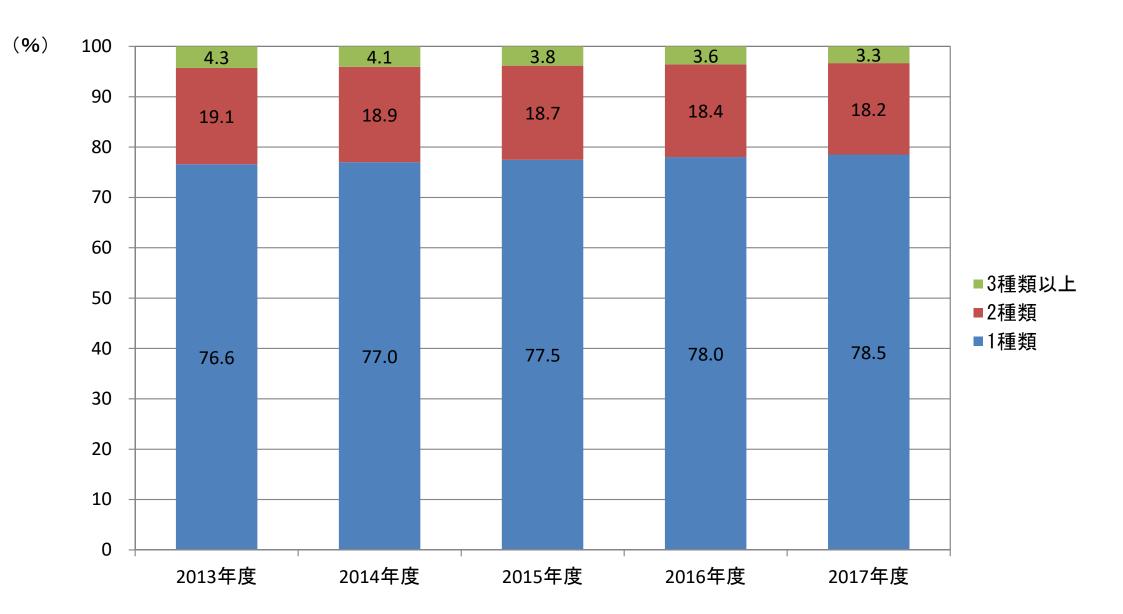
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

防御因子増強薬の投薬日数の分布の推移



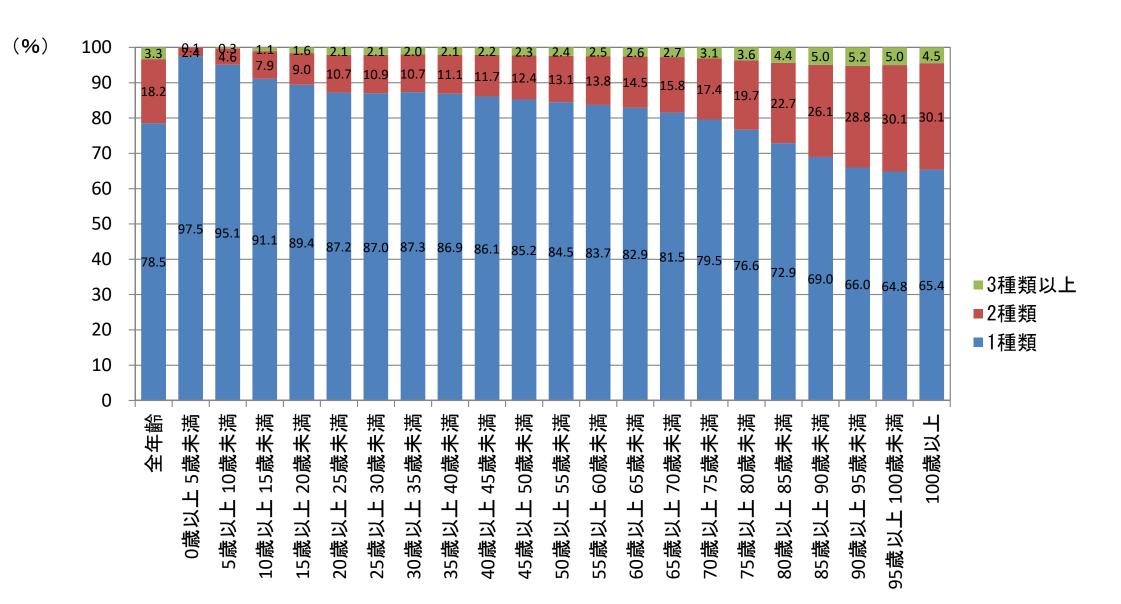
- 注1) 内服薬のみを集計対象としている。
- 注2)「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
- 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

調剤(処方箋受付)毎の 消化性潰瘍治療薬薬剤種類数の分布の推移



注1) 消化性潰瘍治療薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

年齢階級別にみた調剤(処方箋受付)毎の 消化性潰瘍治療薬薬剤種類数の分布(2017年度)

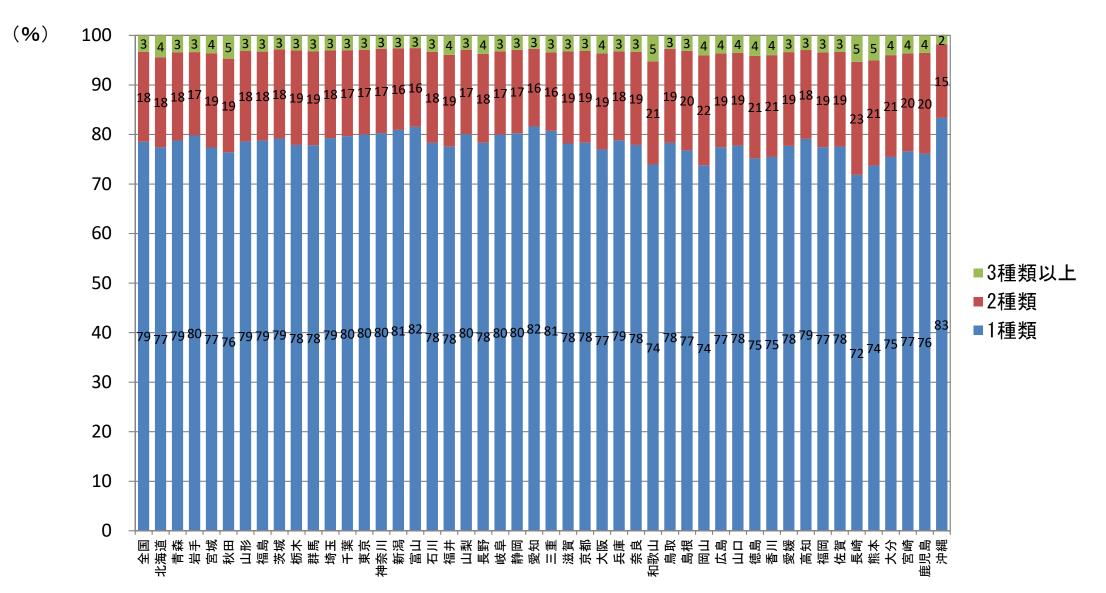


注1) 消化性潰瘍治療薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) 消化性潰瘍治療薬が調剤されていないものは含まれていない。

注3) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

都道府県別にみた調剤(処方箋受付)毎の 消化性潰瘍治療薬薬剤種類数の分布(2017年度)



- 注1) 消化性潰瘍治療薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。
- 注2) 消化性潰瘍治療薬が調剤されていないものは含まれていない。
- 注3) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

本分析に関する詳細データのURL:

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h31_03-1.xls

【詳細データの内容】

詳細表 I 消化性潰瘍治療薬種類別年齢階級別薬剤料等(2013年度~2017年度)

詳細表Ⅱ 消化性潰瘍治療薬種類別都道府県別薬剤料等(2013年度~2017年度)

詳細表Ⅲ 消化性潰瘍治療薬種類別年齢階級別都道府県別薬剤料(2017年度)

詳細表Ⅳ 消化性潰瘍治療薬種類別年齢階級別都道府県別後発医薬品割合(数量ベース)(2018年3月)

詳細表 V 消化性潰瘍治療薬種類別数量構成比(2018年3月)

詳細表VI 消化性潰瘍治療薬種類別投薬日数分布推移(2013年度~2017年度)

詳細表Ⅲ 消化性潰瘍治療薬薬剤種類数分布推移(2013年度~2017年度)

詳細表哑 年齢階級別消化性潰瘍治療薬薬剤種類数分布(2017年度)

詳細表区 都道府県別消化性潰瘍治療薬薬剤種類数分布(2017年度)

詳細表X 年齢階級別都道府県別処方箋枚数(受付回数)(2013年度~2017年度)

詳細表XI 年齢調整前後処方箋1枚当たり消化性潰瘍治療薬薬剤料の地域差指数(2017年度)